
○議長（木下一己君） ただ今から、平成 30 年第 4 回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、1 番 近藤八郎 議員及び 2 番 宮澤清士 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 28 日までの 10 日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 28 日までの 10 日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 3 諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配布しておりますので、朗読を省略し報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。行政報告を行う前に、今定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本年も早いもので、4 月の年度開始から 8 か月を経て師走を迎え、余すところ 11 日ほどとなり、間もなく 2018 年も指折り数える季節となつてまいったところでございます。

本年は初雪も遅く、積雪量も例年よりは少なめに感じるところでございますが、今朝ほどは暴風雪にて除雪に迫られる時間を過ごされたのではないかと推察するところでございます。

さて、このような折、大変御多用の中、議員各位には平成 30 年第 4 回議会定例会を開催させていただきましたところ、御多用の中、御出席を賜り、心より感謝申し上げる次第でございます。

本定例会に提案させていただく議案は、条例案件 5 件、単行案件 4 件、予算案件 7 件、

諮問案件 2 件の計 18 件であり、そのほか 2 件について行政報告をさせていただくところでございます。議員各位には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告 2 件について、報告させていただきます。

1 点目でございますが、北海道胆振東部地震に伴う被災地への職員派遣について、御報告を申し上げます。

去る 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震により、甚大な被害があった厚真町、安平町、むかわ町では、崩落した土砂の撤去や被災家屋の処理など復旧にまだまだ時間を要する状況にあり、災害復旧に関する事務を処理するための人員が不足している状況にあります。

こうした中、北海道からの派遣要請を受け、全道市町村から派遣を行っており、本町におきましても 11 月 26 日から 30 日までの 5 日間、むかわ町へ職員 1 名を派遣したところであります。

短期間の派遣ではありましたが、災害の爪痕が残る被災地で、罹災証明関連業務等の災害事務を担当しながら、被災された方々の声を聴き、その悲惨な状況を身をもって感じるとともに、微力ながら復旧の支援を実施したところであります。

引き続き、現地の実情に合った被災地への支援を行うとともに、派遣した職員の経験等を踏まえ、本町における災害対応策の強化に努めてまいりたいと考えております。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

2 点目の行政報告をさせていただきます。一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社の平成 30 年 4 月から 9 月までの上期営業成績と中間決算について、御報告を申し上げます。

はじめに、五味温泉の運営状況について、御報告申し上げます。

利用客の入館状況についてであります。宿泊、日帰りを合わせた利用者数は 44,241 人で、前年と比較し 1,551 人、約 3%減少しております。

宿泊客は 3,223 人で、1 日の宿泊許可人数に対する稼働率は 43%、前年と比較し 6%の減少となっております。

日帰り客につきましては 41,018 人で、1 日平均 234 人のお客様に御利用を頂いており、前年同期に比べ 2%の減少となっております。

次に、五味温泉事業の収支状況等についてであります。本年 4 月から 9 月までの営業日数は 175 日で、収入は前年と比較し 5%減の 6,336 万円となっております。

また、事業費といたしましては、前年比 3%減の 6,235 万円となっており、上半期事業収支差額は 98 万円の利益となっております。

今後の経営見通しであります。さきの理事会での中間決算状況では、今期の当初予算のとおり、収入 1 億 2,788 万円、支出で 1 億 2,749 万円を見込み、経営努力の継続により、当期収支差額 38 万円の黒字決算を見込んでいるところであります。

次に、クラスター推進事業の概要であります。クラスター推進部は、地域活性化に資する調査研究や、産業クラスター推進による企業・団体等の支援、新産業の創造を目指し、事業化に向けた支援を行っております。

町の運営費助成金を基本として、地域振興に関する調査研究のほか、地域製品の販売促進を継続して行っております。

次に、結いの森事業の概要であります。宿泊客は2,019人、収入は1,188万円、支出1,494万円、事業収支差額は306万円のマイナスとなっております。

季節変動宿泊価格の導入や五味温泉への入浴送迎サービスなど、経営努力に努めていただいておりますが、大変厳しい状況となっております。

以上が本年度の中間決算における状況であります。厳しい社会情勢の下、五味温泉事業及びクラスター推進事業は、昨年と同様、経営努力によって黒字決算を見込める状況にありますが、結いの森事業におきましては赤字決算となる見込みであり、資金不足となることから、本定例会におきまして指定管理料を計上させていただいているところであります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

以上、2件の行政報告をさせていただいたところでございます。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 発議第1号「政策提言」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第1号 政策提言につきまして、提案趣旨を申し上げます。

下川町議会では、平成27年の改選後、議会活性化に総合的に取り組み、その一環として、理事者の理解も得られたことから、政策提言を目指してきました。

この間、井戸ばた会議や議会モニター制度など公聴機能の強化に取り組み、町政や議会に対する多くの意見・要望等を頂いています。

町民からの多くの意見・要望等を真摯に受け止め、議員間の対話を重ねた結果、この度、町長へ次のとおり政策提言を行うこととなりました。

地方分権が一層進む中、地方自治における二代表制の一翼を担う議会として、執行機関に対するチェック機能に終始することなく、町民の声に応える政策提言を行うことは、住民の福祉の増進を図ることにとって極めて重要であると認識しています。

つきましては、町長をはじめ執行部におかれましては、本提言が下川町議会の総意の下にまとめられたものであることを受け止められ、政策に反映されるよう強く要望いたします。

では、政策提言内容を申し上げます。

1 地域公共サービスの質向上と水準の確保について。

第三セクター、指定管理者制度などの公共サービスの担い手の多様化が進んでいる。

財政危機を背景としたコスト削減のみを目的とする事務事業のアウトソーシングの拡大は、サービスの質の劣化を招き、行政の責任放棄となりかねない。

特に指定管理者制度は、本格導入後 10 年以上が経過し、サービスの質、雇用面において課題も指摘されている。

よって、地域公共サービスの質向上と水準の確保を図るために、次の 4 点を提言する。

①コスト削減のみを目的とした「まず民間ありき」ではなく、サービスの水準が低下する懸念がないか、徹底した情報公開と民間委託の妥当性を検証すること。

②公の施設の管理においても、機械的に指定管理者制度の選択ではなく、公共サービスの質が担保されるよう、直営・部分委託・指定管理者のどれが望ましいか選択すること。

③事務事業の民間委託、指定管理者制度の導入において、日常的かつ継続的な点検、事後評価を行う仕組みの導入、住民参加の下で事業の監視・評価を行う第三者機関を設置すること。

④指定管理者の選定において、総務省通知を踏まえ、公の施設の役割・目的に沿ったものかを最優先とし、価格のみの比較とせず、非公募による選定も選択肢としつつ総合的な評価による決定を行うこと。

大項目の 2 点目、子供が育つ環境の改善について。

子供の貧困の拡大や児童虐待の増大など、子供が安全で豊かに育つ環境が悪化しており、保育サービス等の拡充が求められている。

また、英語教科化、プログラミング必修化、アクティブラーニング導入、コミュニティスクール実施など、子供たちと地域を取り巻く教育環境の大きな変化への対応も急を要している。

よって、子供が育つ環境の改善を進めるために、次の 3 点を提言する。

①保護者の多様な働き方に対応し、子供が安全で豊かに育つ環境を保障すべく、保育サービスの質と量の拡充のため、人員補強と処遇改善を行うこと。

②地域経済の実情と相対的貧困の拡大を踏まえ、家庭の経済状況により子供の進路の選択肢が狭まることがないように、子供に寄り添った支援を行うこと。

③子供たちと地域を取り巻く教育環境の大きな変化に対応するため、アライアンス協定を締結している高知県梶原町や上川管内占冠村など、先進地で成果が見えはじめている小中一貫教育の推進に努めること。

この政策提言を議長名で下川町長に提出するものであります。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第6 一般質問を行います。

お手元に配付いたしました質問要旨の順に発言を許します。

質問番号1番、4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、一般質問通告書の内容に基づきまして、一問一答方式で質問を行います。

質問事項は、参政権の保障について。質問相手は、選挙管理委員会委員長及び町長です。

選挙権の面では、2016年に18歳以上に拡大され、同年の参院選で18歳の投票率は51%だったが、1年後の衆院選では19歳の投票率は33%と大きく低下しています。

また、被選挙権の面では、議員のなり手不足が全国的な課題となっています。

こうした状況下で来春の統一地方選を迎えるに当たり、参政権の保障の観点から、次の点について、選挙管理委員会委員長の見解を伺います。

一、投票率の推移とありたい姿、現状と課題、対策について。

二、主権者教育のありたい姿、現状と課題、対策について。

三、選挙公報のありたい姿、現状と課題、対策について。

四、選挙費用の公費負担のありたい姿、現状と課題について。

以上、お伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（山田耕一郎君） 奈須議員の「参政権の保障について」、御質問にお答えします。

1点目の、投票率の推移とありたい姿、現状と課題、対策につきましては、18歳以上の選挙権が導入されて初めての国政選挙である平成28年7月執行の参議院議員通常選挙における本町の投票率は78.1%、そのうち18歳、19歳の投票率は34.6%であり、平成29年10月執行の衆議院議員総選挙では74.6%、そのうち18歳、19歳の投票率は47.1%という結果でございました。

このように、町全体の投票率は、上川管内平均と比べて高い状況にございますが、18歳、19歳の投票率は管内平均と比べ若干低いものの、回を追うごとに増加しております。

選挙に関する啓発や周知につきましては、公職選挙法第6条の規定により、選挙管理委員会の責務とされております。

政治的無関心や選挙離れが指摘される中、今後也有権者一人一人が選挙に関心を持ち、主権者として一票の権利を大切に行使されるよう引き続き啓発や周知を図るとともに、投票しやすい環境の整備、充実について、努力してまいりたいと考えております。

2点目の、主権者教育のありたい姿、現状と課題、対策につきましては、選挙権年齢が18歳に引き下がり、次世代を担う若者に対していかに政治に関心を持ってもらえるかが、今まで以上に重要な課題であると考えております。

選挙管理委員会といたしましては、中学校の生徒会選挙における投票箱、記載台の貸出し、高校3年生に選挙に関するパンフレットの配布、成人式での普及啓発や新たに選挙権を得た10代の有権者に期日前投票立会人として従事していただくなど、政治や選挙への関心を高める機会の提供に努めているところでございます。

今後におきましても、教育委員会や学校、地域などと連携して、意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

3点目の、選挙公報のありたい姿、現状と課題、対策についてでございますが、選挙公報につきましては、選挙に際して、候補者の氏名や経歴、政策などを知るための文書として、公職選挙法で、国政選挙及び都道府県知事において発行が義務付けられており、その他の選挙におきましては、条例を定めることにより発行できるとされております。

町長・町議選挙におきましては、国政選挙等と比べ候補者が身近な存在であり、公約や人柄などの把握が容易であるとともに、告示から投票までの期間が短く、配布期間の関係から選挙管理委員会において発行を行っていない状況でございます。

今後、選挙公報の必要性、経費、配布方法、効果などについて検討してまいりたいと考えております。

4点目の、選挙費用の公費負担のありたい姿、現状と課題、対策についてでございますが、選挙費用の公費負担につきましては、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的として制度化されているもので、本町におきましても、公職選挙法に基づき、公費負担で行うこととされる選挙運動用通常はがきの交付や個人演説会の公営施設使用などの選挙運動費用のほか、下川町議会の議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場の設置に関する条例に基づき、ポスター掲示場の設置に要する経費を公費負担しているところでございます。

若者の政治への関心の高まりが期待される中、最も身近な地方政治に参加しやすい環境を整える観点からも、近隣自治体や類似団体の状況も踏まえ、必要に応じて公費負担の拡充について検討してまいります。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ただ今、答弁いただきました。

まず、1点目についてですが、冒頭申し上げましたとおり、国政レベルでは18歳選挙権が導入されまして、出だしはまずまずだったかなというところなんです、その51%投票した18歳が、1年後…19歳になった時に実施された選挙では33%と…大きく低下したということで、我が町の個別の…2016年に18歳だった方が、翌年の19歳の段階で投票率がどうなったかという…こちらのデータはございますでしょうか。

○議長（木下一己君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（田村泰司君） 御質問にお答えします。

平成28年の参議院選挙では、18歳の方が36.67%、それから19歳の方が31.82%ということでした。

平成29年の衆議院選挙では、18歳の方が58.82%、19歳の方が33.33%ということでした。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 我が町においては、答弁にもあったとおり、年々増加しているということで認識しました。

ですが、18歳、19歳といいますと、うちの町ですと高校を卒業した後、町外に転出される方も多い中で、そういったところで課題があると思いますが、その点についてはどのような課題認識でしょうか。

○議長（木下一己君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（田村泰司君） 御質問にお答えします。

ただ今お話がありましたように、18歳、19歳ということでは、町外に進学する学生の方が多いい年代というふうに認識しておりまして、不在者投票制度の周知等を徹底してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） どうしても新しい制度で…不在者投票など周知されないと、せっかくの選挙権も流してしまうようなこともあると思いますので、そのへんの対策を是非来春に向けて徹底していただきたいと思います。

2点目の、主権者教育の点ですが、次世代の…ということもありますし、この議場を見ても議員にも理事者にも女性がいらないという中で、女性も含めて新しくアプローチをすることが必要なと思っております。

そういった点で、インターネットの活用については、どういったお考えがあるでしょうか。

○議長（木下一己君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（田村泰司君） インターネットに関しましては、さきの公職選挙法のインターネット選挙運動解禁というのもございまして、それぞれの選挙でインターネットで選挙運動等できる…政治活動できるという状況にありますので、そういったかたちで活用していただいてということで考えております。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 是非、新しいアプローチも試していただきたいと思っております。

今回の答弁の中で、新たに選挙権を得た10代の有権者に、期日前投票立会人として従事していくということがありまして、これは私…不勉強で存じ上げなかった取組でして、大変良い取組だと評価するところです。

今後において、教育委員会、学校、地域と連携という答弁がありましたが、この点で、教育委員会で何かお考えのことがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。

選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴いまして、これまで以上に子供の国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えをつくっていく力を育むことがより重要になってきているというふうに認識をしております。

まず、主権者教育の目的でございますけれども、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を養うというふうになっております。

小・中・高それぞれ学習指導要領に基づきまして、小学校におきましては、社会科の授業として3年生からスタートし、6年生まで。その中で…学校にも確認しておりますが、3年生におきましては、まず下川町のこと…これを知ること、理解すること、関わること。

4年生においては下川町を含めた北海道。5年生においては日本。そして6年生においては世界というような観点で、その発達段階によって系統的に学習の深化をしている…深めているということを確認しております。

簡単に言いますと、やはり知ることから始まり、そして理解をし、そして関わる…こ

の関わる部分が今議論いただいております選挙権、参政権等に大きくつながってくるものだというふうに感じております。

今後も引き続きまして、学校と教育委員会、また選挙管理委員会とも連携を確保しながら、この主権者教育については推進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 単に選挙制度のことだけではなくて、やはり主体的に考えて発言していくというようなことを教育の中で実施するという趣旨の答弁がありまして、その点、大変重要だと思っております。

我が国の教育は、高度経済成長の中で、どちらかというと欧米の先進的な事例を吸収して、そしてそれを技術的に展開していくという、知識をまずは吸収するということで、知識偏重の詰め込み型の教育だというようなことが指摘されておりますが、これからはやはりそういった前例がない社会の中で、考える力を養うということが大事な中で、この主権者教育とアクティブラーニングですとか、今の子供たちが置かれている状況、社会が置かれている状況というのは、やっぱり考える力を育むのが大事だという点で、教育長の答弁に大変共感するところでございます。

それで、今回の参政権の保障についてということで、5期20年…議員をやられまして、議長も経て、そして4年目…町長ということで、ほぼ四半世紀…政治に携わってこられた町長に、総合的に今回の参政権の保障ということについて持論がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。と思っております。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今、国民の政治離れというのが非常に大きくなっているという…これは報道を通しての声も非常に大きいところがあると思いますけれども、いずれにしても、小学校、中学校、こういう義務教育の時から、政治に関心を抱き、政治に参画していくという、こういう意識を醸成していくことが非常に必要であろうと感じております。当然それぞれの執行機関には、執行権というのは持っておりますけれども、政治というのは社会の秩序の形成を図る上で不可欠な組織でございまして、参政権というのを著しく広げていくというのは大事なことではないかと思っています。

そういう意味では、今回18歳に引き下げられて、そして一定程度の成果が少しずつ表れつつあるということでは、小中学校に及ぶというような効果がこれから出てくるんじゃないかと思っておりますので、今後ともしっかりと私どもとしても推移をし、そしていろんなかたちで情報収集をしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 総合的なお話について伺いました。

一つ、被選挙権…私たち議員の立場の議論なんですが、近年、なり手不足というお話がある中ですが、一方で参政権の保障という観点からは、別な見方もできるかなと思っています。

我が町においては、現在、議員定数は8名となっておりますが、かつてはもっといたと。

そういった中で、8人に議員定数を減らした…その時に議員としておられた町長に、その当時どういった議論があったのか、どういった考えで8人という定員にしたのか、その当時の思いと現状を鑑みて、どのようにお考えなのか、その点お聞かせください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） この議員定数が削減されたというのは、ちょうど市町村合併問題が生じた時に、平成15年から…この議会のあり方というのがいろいろと議論されてきたわけであります。

本町としては、平成16年、3月の議会におきまして、合併をしないで単独での行政運営を図り、そして町では自律プランに基づいてこれからの行政運営のあり方を…方針を示してきたところであります。

その際、議会としては、しっかりと議会がイニシアチブを取りながら、これからの行政運営の後押しや検証をしていこうという…こういう協議が重ねられ、財政問題の中で、一つには議員定数というのを検証していく必要があるだろうと。先んじて議会としては12名の議員数を減数にして、そして単独での行政運営に臨んでいこうと、こういう結論に至り、最終的には議会の議決を経て、8名という定数になったところであります。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 当時の状況も…私も議員という立場ではございませんが…町政に身近な立場におりまして、ちょっと見守っておりました。正直申し上げて、合併の議論の中で、財政が非常に厳しいという中で、財政の面での議論が先行して、とにかく減らす、何でも減らす、職員も減らすという流れの中で議員も減らすという大きな流れがあったかと思います。

ただ、参政権の保障という面から申しますと、被選挙権…投票する立場だけではなく、投票される立場も含めた参政権を保障するという意味では、安易に議員定数を削減することは本来いかなものかという、そういう話もあったのかと思います。

私ども議会の活性化ということで、この間様々な議論をしたり、試行錯誤をしておりましたが、定数8人というのは正直ギリギリのライン…8人…ちょっと少ない…多様な議論をこの議会に持ち寄って、話し合って、それを決断していくというプロセスを踏むのに、正直…少ないのかなという印象を持っております。また、8人という偶数と奇数との兼ね合いもございます。こういった点について、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 当時としては、市町村合併問題というのは非常に大きな町としての命題でありまして、その際に地方交付税の問題が取り沙汰されたわけでありまして。

そこで、財政問題というのはどうしても避けて通れない状況にございましたので、議会としてはそこを一定程度、行政より先んじて自分たちの意思を示していこうという、そういう皆さんの思いの中で最終的には8名という定数に至ったところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 何事も財政が先に出るというのは、現状から考えるということで、片仮名語を使いますとフォアキャスティング…これはなぜフォアキャスティングと言ったかといいますと、私たち今SDGsに取り組む中で、バックキャスティングという言葉を使い始めています。バックキャスティングというのは、こうありたい姿、未来を描いてゴールから現在に対してバックキャスティングする。未来から過去に向かって、後ろ向きに釣竿を投げて、そして最短のルートを描くと。今いるところから…今がこうだからと言って、あそこに魚がいそうだなというふうの前に釣竿を投げて、実は魚はそこにいなかったということでブレが生じます。ですから、今財政がこうだからというのは確かに大事なんですけど、やはり私たちはどういった未来を描くのかということが先に立つかと思います。

財政面で言えば、今また財政が更に厳しくなってくる折、また議員を減らすのか、報酬を削減するのか、そういった議論になりかねない。ただ、参政権の保障…私たちの基本的な人権を守る上でよりどころとなる参政権の保障という意味で、財政が先に立って議論していいのか、そういった考え方があると思います。その点について、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 一票の重みというのは非常に大きなものがあると思います。

そういう意味では、議会を運営していく上で、やはり住民の声を多く聞いていく、そういう意味では議員数というのは一定程度、数多く必要かと思います。

ただ、本町においては、当時の議論として、下川町の人口の動態、それから先ほど言いました財政面の件、そして議会運営での最小限の定員数、様々な事が実は議論されまして、その中で…先ほど言いました財政面というのはどうしても…交付税の関係が国の方からいろいろ示されましたので…厳しいところがございました。

そういう点から、いろいろ勘案して、最終的に皆さんでその定数が決められてきたというところであります。

また、その一方で、議員のなり手が非常にないというのが…これ町村ばかりでなくて市の議会でもそういうことが生じているようであります。

全国の1,700を超える自治体の議長さんに、そのへんのアンケートが共同通信などでも取られておりますけども、現実には50%を超える議長の皆さんが、非常に議員のなり手がいないということを認識していると…町村においては6割を超えるという状況でございます。

その一つには、農山村…特に集落関係のコミュニティ、こういうところが段々弱小化してきて、政治家を出す…そういう状況にないというのが大きな要因として考えられるんじゃないかと思います。

また、先ほど言いましたように、日本国民の政治離れ、政治への不信、こういうところが政治を担うという意味では非常に責任を重たく感じすぎるとい、こういうものも要因としてあるんじゃないかと。

そして、公費として議員が様々な議会活動や議員活動をやる時に、どうしても政治資金、あるいはまた活動費というのが非常に多額になってまいります。そういう意味では、町村の議員報酬というのは非常に低額で、専業でやるにはあまりにも生計を立てることができないんじゃないかと言っています。

様々な要因が、こういう議員のなり手がいないというところに達しているんじゃないかと考えられますので、そういう意味では、政治というものを小さい時から認識をして、社会の秩序の形成を図る、そういう役割を担うという、そういう知識や教育というのをこれからいろいろと醸成していく必要があるんじゃないかなと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 現状を取り巻く状況というのは大変厳しいとは思いますが、もう来春4月には統一地方選を控える中で、今から議員定数ですとか議員報酬を制度的にどうこうするというのは、なかなか時間が足りないのかなと思います。

ただ、議論を始めるのはいつからでもよいと思っておりますので、ちょうどこれから春に向けて様々な議論が活発になっていく中で、私たちの下川町はどのような議会を持ちたいのか、二代表制の中で町長と議会の関係はどうあるべきなのか、その中で定数は、報酬は、どういった働き方との兼ね合いを目指すのか。今までのような会社の役員であるとか、役場のOBであるとか、そういった方がなるような前提ではなく、若い人が…25歳になったらすぐにですとか、女性が子育てをしながら、その合間の時間を縫って議会に参加するですとか、多様なあり方を含めて議論できればと思っております。そういったのを含めて今回質問しております。

今、定数の面から町長にお伺いしましたが、参政権を広く捉えますと、やはり町政への参加ということがあると思います。町政への参加という点で、この間議論してきたわけですが、ちょうど4年前、この12月定例会で、私は当時の町長に住民参加という面でなかなかできていないんじゃないかと、それに対して対抗される方がいて、その方は住民との協働、参加の推進ということを掲げていると。そしてそういった中で、町民からの期待を受けて谷町政が誕生したわけです。

ところがですね、私の見る限りでは、そうした町民の参加…町政に参加するという部分で、かつての政権を批判していた立場の方がなったにもかかわらず、それほど踏み込

んだ改革を行ったのかなという点で疑問を感じております。その点について、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 3年半にわたってかじ取りをさせていただいたところでございますが、自分自身は公約に基づきながら、それぞれ町民の皆さんに説明責任を取りながら、そしてまた住民の皆さんの様々な機会に訪問しながらですね、いろいろと協働によるまちづくりに向けて努力をしてきたところでございます。

いろいろ評価があろうかと思えますけれども、自分自身としては協働によるまちづくりというのは少しずつ積み重なってきたのではないかと自負しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 私は、かつては同じ議員として議論してきた中で、具体的に申しますと…旧駅前のにぎわいの創出の部分で、町民との議論が足りないのではないか、これはもう一度白紙にした方がいいのではないかということで、当時…修正動議も出したりしました。

そういった議論を経て誕生した谷町政の下で、一旦あの事業は白紙に戻して、そして今一度町民とともに対話を行おうと、そういうことで一回仕切り直しが起きるものだと思っておりましたが、それがされず、そしてその後の予算提案時には行政の継続性ということを持ち出されました。

確かに行政の継続性は必要なんです、それに政治の不連続を持ち出すのが私たちの政治化の役割であると考えております。その不連続を期待された町長が、なぜあそこで一旦白紙に戻して、町民との対話に基づいて今一度歩みを止めて、仕切り直してできなかったのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは継続してきた計画でございまして、そしてもう一度再構築をしようということで議論を重ねましたが、やはり地域の産業振興のコアをつくっていかねばならないという、そういう思いの中で、継続して議論を…計画のとおり進めるために、建設、整備をしてきたというものでございます。

今後も中心市街地を中心としたプランをいろいろ議論していく考えでございすけれども、いずれにしても今のまちおこしセンターというのが一つのコアになるであろうということを考えてございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 町長は産業振興のコアが必要であるという答弁でしたが、もう一つ私が見ている中では、やはり補助金ですとか、様々な予算が先に紐付けされて、予算ありきで…もうこれは事業をやらざるを得ない、期限がいつまでだという議論の中で、町民参加が置き去りにされてきたのかなと考えております。それはいまだに続いております。そういった問題を認識した私たち議会は、自治基本条例の改正も必要かということで議論してまいりました。

それで、現在、第9条に町民参加の方法と時期ということがありまして、ここに町民参加の時期について、適切な時期という文言が現在ございます。適切な時期というのは、解釈のしようによっては、町長が良いと思えばいつでも良いということで、拡大解釈できる条文でございます。なので、こちらを削除して、基本的には町民との参加に基づいて、予算だとか補助金が付く前に議論をしていくと、町民との対話に基づいて進めていくと、それを自治基本条例の下で改めて仕切り直しをしようということで、議会は提案をしているところでございます。

ところが、この改正案が進んでおりません。この点については町長いかがお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） この自治基本条例については、一応検証しようということは公約の中でもうたっているものでございまして、庁舎内、そしてまた町民の皆さんにも参画いただきながら、町民会議として位置づけをし、そして議論を重ねてきたところであります。

今、奈須議員が仰る第8条、あるいは第9条のところになろうかと思えますけれども、全てのものに町民参画のところを求めていますと、大変な手続きがかかってまいります。

ある意味では、そこはしっかりと必要なものを求めて、そして住民の声を聞いていくということがこれから必要ではないかと考えてございますので、今、議会との…いろいろ乖離もございますけれども、町民会議の中では今の…私どもの考え方というのを進めたらよろしいんじゃないかという声を頂いておりますので、奈須議員においても理解をしていただければと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 私…思うに…前回の統一地方選では町長選はなかったということで、それは16年の前町政が終わった後で、期待があったのかなと思っております。私自身もそういった議論を踏まえて、谷町政であれば住民参加が進むというふうに期待しておりました。ですが、この参政権、政治というのは、参加という受け身の発想ではなくて、自ら足を踏み出していかなければいけないと。受け身で参加してくださいと言われて参加するということではなくて、主権者として自らの権利を主張する、実行していくという、本来の政治の姿に戻らなければいけないと思っております。

そういった点で、誰かに期待しては駄目だと、自ら歩みを踏み出すということが今一度強く感じているところでございます。

それで、最後になりますが、先日、インターネットのツイッターを見ておりましたら、こんな話が大変拡散されておりました。これはフランス人と結婚した人の話ということで、その配偶者同士の会話です。

昼休みは2時間、有給は2か月、バカンスの国の国民はいいねと配偶者に言ったら、我々はその権利を勝ち取るために不断の努力をしてきた、ただ口を開けてお上が施しをくれるのを待っている国民に言われたくないねと返されたらしいということで、こういった言葉が今大変…共感も含め拡散されております。

私たち、これを深くかみ締めて、外国の人にそんなことを言われることのないようにしていかなければならないと。実際フランスという国は、革命があつて、多くの人の血が流されて初めて自由を獲得してきたと。それは私たちの国も同じだと思います。今一度そういった原点に立ち戻って、考え直さなければいけないと。

来春の統一地方選に向けてですね、町民の一人一人、私たち一人一人が今いる場所からもう一歩踏み込んで、自らが主権者として歩んでいくということが必要なんだと思っております。

これで私の一般質問は閉じさせていただきます。

○議長（木下一己君） これで奈須議員の質問を閉じます。

次に、質問番号2番、7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） それでは、私から質問させていただきます。

谷町政の総括と実態です。

まず、一つ、9月に一般質問させていただきました公言と結果責任、その時にどう答弁されましたか。

二つ目、廉潔…心が清く行いが正しいことと、公正、公平性について、町長が工事発注している親族会社…いわゆる親族、妻、子供、それから兄弟…そういうのを親族会社といいます、利害関係…町長は親族会社の有価証券を所持しているということでございましたが、それが解消されているかどうか。

次に、財政状況の悪化…いわゆる借金が多くなり、貯金も取り崩し、財政が非常に厳しい状況になっております。これが今後住民サービスの低下を招くことになる。責任をどう考えておられるのか。

それから、近年…ここ2、3年ですけれども、すごく途中で辞める役場の職員が多くなっております。その原因をどう考えておられるかという…4点、質問させていただきます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の「谷町政の総括と実態について」の御質問にお答えいたします。

1点目の、第3回定例会の一般質問「公言と結果責任について」に対して、どう答弁されているかにつきましては、私はさきの定例会において、公言と結果責任につきましては、一人の地方政治家として、言ったことには責任を持つということ、常に信念と覚悟を持って進めていくと回答させていただいたところであります。第3回定例会で御質問いただきました自治基本条例の見直しに関しては、考え方、提出時期も含めて、今後議会と協議させていただきたいと思います。

また、2点目の、廉潔と公正、公平性について、町長が発注している親族会社との利害関係が解消されたかであります。毎年、土地、建物、預金、郵便貯金、金銭信託、株券、普通自動車など、保有している資産について関係書類を提出しておりますが、有価証券につきましては、以前代表取締役会長を務め、平成27年3月末で退任しました企業の株券について、町長就任時は6,350株を保有しておりましたが、計画的に減資しており、来年1月には保有する株券は全てなくなる見込みとなっております。

3点目の、財政状況の悪化によって、今後住民サービスの低下を招くこととなった責任をどう捉え、どう行動しようとしているかについてでございますが、まず、厳しい財政状況である主な要因につきましては、さきの第3回定例会でお答えしたとおり、地方交付税等が平成24年度をピークに大幅に減少していることが大きな要因の一つであります。本町の財政状況につきましては、御案内のとおり、自治体財政状況の判断基準である地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率では、引き続き健全な状態を維持しており、自主的に財政再建の取組が求められるような状況ではないことから、今後におきましても、町民の皆さんが生活していくために必要な行政サービスを持続的に提供できる状態であると認識しているところであります。

なお、本町の歳入は、約2割が町税などの自主財源で、約8割が地方交付税や国・道支出金などの依存財源であり、これは景気や制度改正などの影響に大きく左右されることから、常に厳しい財政状況にあるとも認識しているところであります。

一方、歳出は、急激な変化に対応することが困難なことから、歳入が不足する場合は基金を取り崩しながら、継続的・安定的な行政サービスの提供に努めているところであり、今後におきましても、町民の皆さんからの御意見を踏まえながら、行政サービスの適正化に努めるとともに、財政状況などを的確に認識しながら、将来世代に過度な負担を先送りしない持続可能な財政運営を目指し、第6期総合計画で設定予定の財政運営基準に基づき、政策と財政の両立を目指していく考えでございます。

4点目の、近年の途中退職者急増の原因をどう考えているかであります。時代の変化が激しい中、大変厳しい時代に、町民の福祉向上のため、職員が日夜努力しているところであります。大変残念なことはありますが、平成28年度から19名の職員が自己都合等で退職され、民間への就職や家事従事など、退職事由はそれぞれの方の事情もあると考えてございます。

今年度中も現段階で6名の途中退職者がおりますが、原因といたしましては、地方分権や前例のない時代に突入し、業務が専門化・高度化していることに加え、スピードと正確さを求められるなど、時代の変化に伴って業務量が増加していることなどが要因の一つと考えられるところであります。

途中退職者が増加することで、住民サービス低下につながる恐れがあると考えており、

今後におきましては、早急な人材確保・人材育成を図るとともに、住民サービスの低下につながらぬよう、事務改善等を取り組めるものから順次取り組むなど、積極的に行政改革を推進してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、職員が健康で安心して働き続けられるよう、ワークライフバランス等に配慮した職場環境の充実を図ってまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） まず前段でございますが、地方自治…下川町は、法律に基づきまして、住民の福祉…住んでいる人が…高齢者福祉とかそういうことではなくて…幸せに暮らせる、住み良いと、そのために町が法律に基づいていろんな事をやっております。

町長は執行者ですから、どんどんどん…そのために前へ前へ進んで事業を行っていかうということでやっております。

私たち議会は、それをチェックする機関でございます。その中の議員…私は、いわゆる町長が進めていくに当たってチェックするのと牽制、それから提案をしていくという役割があります。

そういう趣旨で…いわゆる野球で例えると、町長がランナーで出て、これは出過ぎだといって後ろを向いて牽制をすると…イメージではそういうところでございます。そればかりではなくて前へ進めようと、そういう趣旨で私は町長の今やることに対して質問をさせていただいております。

それで、先ほど参政権の話も…奈須議員の方から議論が活発に行われましたが、私はいろんな…政治に興味がないという一つです、やっぱり政治家の言葉…先ほど町長が言われました、責任を持って、一政治家として…地方政治家として言ったことには責任を持つ、常に信念と覚悟を持って進める、この部分が一つはあるんじゃないかと思います。私に関わる人にもそういうことがありました。

それで一つ、町民から是非確認をしていただきたいということがございました。

昨年の6月11日でしたか…いわゆるバイオマスの事業の中で、町長は…これまず確認ですが、この事業を政治生命をかけてという発言をされたという話が…その場ではなくていろんなところで伝わって聞いてますが、これはそういう発言を町長はされたんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 政治生命をかけて、このバイオマス事業はやっていきたいと思っています。これは前政権から下川町がエネルギー政策をやってまいりました。

私は、この1期の中で、大きな命題としては、下川商業高校の存続というのが公約の中にもございますけども、これが大きな命題でございまして、それと併せてこのバイオマスなどを含めた環境政策、エネルギー政策というのは、政治生命をかけながらやっていく必要があるだろうと考えてございますので、そういう表現をさせていただいたところ

であります。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これは捉え方が…どう捉えるかということです。いわゆる私が考える政治生命というのは、別に政治を辞めるとか辞めないの話ではなくて、しっかり説明責任をして、覚悟を持ってやるということだと思います。

政治生命というのは、それだけにかけているわけではなくて、町政全てにかけてるのが政治生命で…一般的にいわれるのがですね…進むことが…エアーポケットに入ったような苦しい時に、政治家は政治生命をかけると。そして民意を誘導しようと…そういう気持ちがあるかどうか別ですよ…そのために政治生命をかけて私はこれをやるというのが一つの政治家の手法のようです…一般論で。

それをまた…いざ喉元過ぎればでですね…私が何を申し上げたいかということ、政治家としてやっぱり言葉が命です…結果と。ですから、そういうところをしっかりと示していくということが、これから続く若い人たちも政治に…あっそうかと、それだけの責任と義務があって、だからみんなの一票が大切なんだというような、下川だけといったら失礼ですけどね、そういうふうなことをやっていかなければ、これが僕はまずはスタートだというふうに思います。

それから、自治条例、先ほど奈須議員からもありましたけども、これは町長の公約で27年6月からですね…やる…公約だ…ちょっと乱暴な言葉ですけど…今忙しくてこれができない。それで本当にやるんですか、それだけやれなければやらないと言ったらどうですかと話す、いや…これはやる。それで今日を迎えております。もうこれ現実的に…議会と協議しながらと言って、議会の方にボールが投げられるんでしょうけど、実際はできないと思います。何を言いたいかということ、お分かりのとおり、やっぱり言葉には責任を持ってということが政治の信頼につながるんでないかなということでございます。

それから、二つ目でございます。

町長御承知のとおり、公平、公正で、清く正しくなければいけないというのが政治家です。それが信頼を損ねる一つでもあるんですけども、まずですね、町長これ…親族会社の株を持っているということで、利害関係がそれ自体であるとお考えですか、ないというお考えですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私は利害関係はないと考えてございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これは町長の主張と私が考える主張で…これ合わないんで、第三者が然るべきところで、それぞれが関わって判断していかなければいけないということ

だと思えます。

ただ、皆さんに分かっていただきたいのは、株式会社というのは、株主から委任を受けて、経営者が事業を行っている…いわゆる町長が親族会社の株を持っているということは、委任をして、そして委任を受けた経営者が事業を行っているということです。

それに対して、町長が発注をして、そしてその会社が儲けたら株主に対しては利益を…儲かった分還元してくださいという…これ権利があるわけです。それを放棄してしまうと、それは親族にいくと…利益がその人に渡る…利益供与、便宜を供与するということになるわけです。これが私、または専門的な見解であります。

是非ですね、町にはルールがございます。前にもお話しましたとおり、町長は自ら裁判官になってはいけないということで、そのためにいろんなルールがあるわけですが、是非…町に町長の政治倫理に関わる規定があって、その中に審査会というのがございます。町民からも、身内だけでなく、第三者的な人も選出をしてという意見も出ていると思いますが、まず…その政治倫理審査会にかけていただくお考えはございませんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 何をして利害関係と言っているのか私は理解できないところもありますけれども、この3年半の中で、議員がそういうことを感じる…公共事業の何かがあったのかどうかというのが課題であります。現実には指名願いには私も入ってございません。そういう意味では、前の会社にいた存在というのは、これはもう隠すことのできない事実でありますので…既成事実でございますので、ある意味では表立って出ることは仕方ないことだと思っておりますが、私のこの1期目の中で、公平性、公正性のある…そういう行政運営をやるということを、信念を持ってやってきたところがございますので、それを問われても私としては受け応えできないということが事実でございますので、御理解いただきたいと思います。

また、倫理の規定に基づいて、しっかりとこれからも運営していきたいというのもございますし、この倫理規定については、下川町としては、これまでなかったものをきちんと区別するために作ったものでございますので、これについても御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 町長…冷静に議論しましょう。言葉尻を取るわけではないですけど、指名願いに入っていないとか…最終的に決めるのは町長で、指名願いに私が入っていないと…言葉尻取るわけではないですけどね…そういう理屈にはならないです。

私が聞いたのは、審査委員会というルールがあるんで、それを諮る用意があるかないかということをお聞きいたしました。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 現実にそういう課題を感じていないというところでございますので、審査委員会で諮る何ものもないということを私は認識しております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 町長は感じていないということでございますね…分かりました。

その件に関して…私が言うのはですね、親族会社に御迷惑がかかっているんじゃないのかなと思うんですよ。下川でずっと経済活動をやられて…という趣旨でございます。

別に排除すれとか、そういうことを言っているつもりはございませんし、公平、公正…清く正しくと、少しでも疑念を持たれば、やっぱりそういうところでチェックをしていくというのが公人としての役割であるというふうに思っております。

ちなみに…参考までに、町長はこういう発言もされておりました。親族会社との…あえて前後があるので…親族会社との関係について、確かに不正が起きたり、不正が考えられるというそういう認識の中で、そういう自治体があるかと思うが、私の支援者の人たちは、そういうことも認識した上で私を推挙していただいたと…そういうことがあるだろうと認識しながら応援してくれたという趣旨の発言をされておりました。これは先ほどお話ししましたとおり、双方考え方が違うわけですから、このへんで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、3点目の、財政状況が悪化しているということでございます。

先ほどもありましたとおり、財政状況というのは非常に大切な話でですね、ちなみに谷町政になってからですね…27、28、29、30と基金…これ一般に公開されておりますからあえてあれですけども…基金が13億3,000万円あったのが10億7,000万円…いわゆる2億6,000万円…基金いわゆる貯金ですね…貯金が少なくなった。それから、町債…いわゆる借金です。それが52億8,000万円が63億9,000万円…11億1,000万円借金をしたと。誤解があればあれですけども…借金しても国からそれ戻ってきますから、全部借金という意味ではないです。それだけ借金をしている…貯金も2億6,000万円。それから交付税…国からお金をもらう…交付していただくんですけど、これが平成26年に29億円が27億円…約2億円ぐらい少なくなってきたという町のお財布状況です。

それで、いろいろ説明がありましたけど、今確実に言えることは、お金がないんで、今後…平成34年まで非常にお財布が厳しくて、町民へのサービスが低下をしていきます。

低下はしない…効率化を図るという言葉を言われると思うんですが、確実に私はサービスの低下があると思います。そのことによって、現在、それぞれの各団体、さらには個人がサービスを受けるところが減額されたりしています…2割だとか3割だとか、あるところは全額。これをですね、一般の家庭、さらには事業の団体みたいなのでちょっと考えてみますと、一般の家庭…おじいちゃん、おばあちゃん…そういうところで考えてみますと、苦しくなったと、子供たちよ…お金が苦しくなったから、今まで小さなハンバーグを5個ずつ食べてもらっていたと、でも厳しいから…明日から3個にするよと。しょうがないね…財政が厳しいからハンバーグ3個でもしょうがないですねと、我慢しますよと。

一方、お父さんを見ると、晩酌付いてるし、刺身付いてるし、従前の料理と全く違うんで、僕たちは「えっ？」で…あるところでは団体にお金があるから指定管理を減らしていくよと…これ一般的な町民の感覚からすると、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん…自ら…お父さんも削っていただけないですかと…自らやってくださいよというのがこれは一般的な考え方なんでないのかなと思うんですが、そのへんどう町長お感じでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 下川町の118年の歴史、そしてまた約70年近くの町政になってからの運営等ございますけれども、厳しい時代を何回も下川町は乗り越えてまいりました。

ですから、過去にもこういうような経験をされた行政職員の方や執行者の方々がたくさんいるわけでありまして、また下川町においては、今言いましたように、事実としては少し借金が膨らみ、そして基金も取り崩しが少し図られてきたとあります。しかし、先ほど答弁をさせていただきましたけど、健全化の財政比率の中では、まだ十分な中で運営してございますし、住民の皆さんには行政サービスの低下を招かないように、ここは一定程度担保していくことができるんじゃないかと思っています。それは税金ですとか、負担金ですとか、あるいはまた今回提案させていただきます認定こども園なども、そういうかたちで子育ての拡充をしていこうという、そういう思いの中で、少しでも負担が軽減される、そういうことをしっかり考えてまいりたいと思っている次第でございます。

いずれにいたしましても、町としては、また総計の中でしっかりとこの収支をバランスよく取れる…そういう計画を立ててございますので、そのへんをまた住民の皆さんに説明しながら御理解を求めてまいりたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 聞いててお分かりだと思うんですが、ずっと3年間…もちろん当然なんですが…私の質問に対して…聞いている人はかみ合わないなと思うと思います。

これは先ほど言ったように、町長は執行する側、私はチェックする側なので当然だと思いますが、私は町長にとって不都合な真実だと思っております。ですから…それは認められないのも分かります。そのとおりですねということになれば…そうは思っているもなかなか言えないというのは分かるんですけど、でも現実的に…サービスが低下されないとはいえますけども、現実的に町内の団体の方とか…僕はやっぱり自ら…これは私個人の勝手なあれですけども…自ら痛みを請うて、そして町民の皆様もこれでというのが、これが本当の心ある政治でないかなと思います。

これやっぱり確認をしていかなければならないのは、先ほど言った…いろんな議論をしながら総合計画の中で…総合計画の中でと…これは分かります。ところが、今回、財政状況がこうなったのは、総合計画どおりにやってないからこうなったわけですよ。だから総合計画を立てて、やっぱり皆さんで共有して、総合計画を守るんですよというこ

とをやらなければ、また4年後、8年後、同じように…総合計画の中で今度は見ますという…そういう繰り返しをしてくれていると思います。

それから、財政状況がずーっと厳しいと言って…これも誤解があったら困るんですが、ここまで財政状況が厳しくなったことは、人口の割合からしてないです。下川町は、昭和31年に赤字財政団体…赤字の団体になっているんです…昭和31年です…厳しくて。戦後、いろんな公共事業を入れてですね、これは下川ばかりではなくて、いろんなところで財政が厳しくて、昭和31年、1,200万円の債権債を借りて赤字団体になっています。それ以後、下川町には財政に対する歴代の理事者、助役、総務、皆さん財政規律ということに対しては、いわゆる遺伝子…DNAが入ってですね、きっちり一定程度のルールを持ちながらやってきている町でございます。

私が申し上げたいのは、町長は民間経営者で、やっぱり町民の方も民間経営者だから経営的にそういうことはないだろうと思っていたのは事実だと思いますよ。議会でもそうだと思います。民間経営者で財政がこれだけ厳しい状況になるということは想定していなかったと思います。町長から言うと、先ほどのように、指名選考委員に私が入っていないように…これは副町長がやっていた、総務課長がやっていたと…暗にそういうふうにも聞こえる…幅広く考えちゃうとそういうようなところを思うのかもしれませんが、これも事実です。

最後になりますが、職員…先ほど職員の方も聞かれてと思うんですが、別に職員の方にどうというものではないんですが、すごく悲しくなりました。もちろん全て原因があって結果が出ると思うんですけどね、原因の一つに、いわゆる専門化、高度化していて、スピードと正確、時代の変化に業務量が増加しているのが原因だと。何て言ったらいいんでしょうかね…申し訳ございませんが…僕はすごく他人事に聞こえてしょうがなかったです。業務量が増えて、それをしっかりグリップして、それをそういうふうにはやらないのが経営者なんじゃないんですか。僕が正しいことを言ってないのかなと思って勘違いしちゃうこともあるんですが、分かりやすい例ですと、外国人労働で…今労働者不足で求めて、いわれるとおりに来たのが人間だったっていう話があるように、働く人…労働者でもありますけど…働く人は人間であり、心を持って働くわけですよ。それを業務量が増加しているのが原因だってね…本当悲しくなりますよ…心が無い。これでは魅力あって下川町役場に入りたいという人はいなくなるんじゃないですか。僕はしっかり受け止めて欲しかった…いかなる理由があるにしろですね…。

再度お聞きします。本当の原因は何なんでしょうか…お願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それぞれ退職された方々には事情があると思います。それを一つ一つ聞いたわけではございませんので、回答するのは非常に難しいところがありますけれども、やはり時代の中で…先ほど答弁させていただきましたように、これらの要因というのが大きなものがあるんじゃないかと考えてます。

また、特に福祉部門においては、全体で担い手が不足してございます。全国的に見ても求人率からいっても2倍を超える求人率であり、北海道においてはそれが著しいところ

がございまして、本町も大変苦慮しているところであります。

そういう意味で、職員はやはり条件の揃っているところ、優遇されているところ、こういうところも選択肢の中に一つあるというのは紛れもない事実でございまして、町としては少しでも条件を整備できるようにということで現在進めているところでありますが、なかなか限界もございまして、それが全て網羅できないというのが実態でございまして。

いずれにいたしましても、職員同士のコミュニケーションというのを十分図ることと、またそれぞれの部門での責任者に対しましても、チームワークをしっかりと取れる…そういう行政運営をしていただけるように、これからもいろいろと示唆してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 自治体職員は、地域にサービスを提供するのが仕事でございまして。

やっぱり覚悟を持って役場の職員になって、人生かけてなっているんだと思います。

人は宝であり財産であると思います。これ以上お話…先ほどからそうですけど…かみ合わない部分はあると思いますけども…そういうところでございまして。

残念なのは、早い時期に人材の育成方針を内部で決めて、事の重大さを認識していただいて、一刻も早く解決していただければ、28、29、30とこのような事は…これは推測ですけども…なかったんではないかなと思います。

最後、総括でございまして、町長は1期4年の任期なんですけども、私が考える町政の総括と町長が考える町政の総括というのは当然…立場が違うわけで違うと思いますが、町長はこの公約、さらには3年半…4年間になります…どう下川町が進化して発展してきたのかというふうにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 下川町のまちづくりを自分でかじ取りを担いたいということで4年前に立候補したわけでございまして、その際の120の公約…これについては7割近くが原田町政、安斎町政…これを継承したところでございまして、私としては3割程度の新しい施策を打ち出したところでございまして。

また、総合計画も…ローリングをしながらも、これまで第5期を進めてまいりましたけれども、やはり政策的なところでは…春日議員も携わってございましたけれども、下川町が環境政策とエネルギー政策の中で環境モデル都市にまず選定をされたというのが下川町の大きなきっかけになったんではないかと思っております。それが環境未来都市へつながり、そしてこの6月に認定をいただきましたSDGs未来都市の29の地域の一つとして今回名前を掲げることができたのも、これもこれまでの行政職員の皆さんや執行者の方々の信念のたまものであると、このように考えております。

私は3年8か月のこれまでの執行の中で、一定程度私の思いは執行できたのかなと思っておりますが、まだ100%まで執行できてございませぬ。残された4か月余りの中で少

しでも進めていくことができれば、これ以上のものはないと考えてございますので、議員の皆さんにおかれましても、いろいろと御理解と御協力を頂ければ幸いです。
以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 残念な結果なんですけど、先ほどから政治とはって…町長がよく使われる言葉です…秩序を持って。政治は言葉であり、結果が責任なんですけども、皆さんそういうところがあるんですけど、例えばまちづくりにですね、宿泊施設をつかった、どこどこと連携した、それからコモレビをつかった、何をつかった、連携した、事業が拡大した…というのは、これは表に出る話なんですけど、私が言うのはあれですけど…会社だとかみんなそうですけど、この事業をやった、事業費が1億円伸びた…3億円伸びた、あそこと協定を結んだと言いますけど、会社と同じようにみんなそうですけど…学生さんでいえば塾に通った、お金をつくってどっかで遠征して勉強してきたと、結果はそれで…会社でいうと、会社の経営がどうかということです。学生さんでいうと、勉強して自分の目標を達成した…学校に入れたかどうかというのが…これがゴールですよ…取りあえずのですよ。何をやったかにをやったはいいけど、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、法律上、住民の福祉の向上…いわゆる地域が住み良いかどうかというのが結論です…結果です…行政の結果です。

そうすると、残念なんですけども、平成21年、75%の人が住み良い、どちらかといえば住み良い。そして26年、79%、約8割の人が下川町が住み良いと言っているんですよ。

ところが、29年…谷町長の時、73.9%…住み良いって答えている人が少なくなっているんですよ。これが真実です。町長にこれを言うと、調べる人がそれぞれ数が違うとか、アンケートの客体が違うとか…それはそのとおりですが、後、出ていきたいという人が増えているわけです。これが結果なんですよ。これは町長には今まで何回も申し上げてますが…そういうことでございます。

ですから、政治とは結果ですよ。アプローチはどうあれ、公平で公正で廉潔で清く正しく…これが信頼を得るもので、政治に興味を持って参画しよう…私も意見を言おうという一つだと思います。そのために努力をしていかなければいけないんだと思います。

最後に、町長は…先ほどからあるとおりですね…そういうことでいうと私は先ほど言いましたとおりチェックをするのが…提案するのが役割でございますので、この3年間同じようにやってきました。ある時は…そこまで言う必要はないんじゃないかと…厳しくね…そういう人が何人も…当初、意見を僕のところに寄せてくれた町民の方などもおりました。ところが最近寄せられている言葉…春日さん、あんたの言っていることは分かると…分かってきたという賛同の声を頂くようになりました。ですから、私は後残された…1期4年…後3月ですけども、検証を続けてやらせていただきたいと思います。

それで、私の結論でございますけども、下川町が…私が知る限り…原田町政の循環型の森づくり…毎年、植えて、伐って、もちろん財政を安定化しながら、そしてそれをベースにした安斎町政。私は谷町政は結果として継承するということですけども、先ほど言ったことからすると、なかなか継承ができていない、成果が出ていなかったのではな

いかなと…これは私の個人的な考え方です…と言いつつ、私は数字の根拠を持ってお示しをさせていただきました。

最後に、町長はこういうことを言っておられました…就任の時です。国から投げられた補助事業に闇雲に飛びつき、セーブしてはならない。住民の声を聞いて考える。国や道へ補助事業を提案していく前に、住民との意見交換の場が必要という発言をされております。27年1月23日、21日の記者会見でございます。なかなか思っていることは実現できないと思いますが、私ももちろん、こういう質問をして政治家として自分の発言には責任を持ちたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（木下一己君） これで春日議員の質問を閉じます。

ただ今から、午後1時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午後 1時15分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問番号3番、議席番号3番 斉藤好信 議員。

○3番（斉藤好信君） それでは、一般質問をさせていただきます。

災害対応についてということで、先般、議会から町に対し、災害、防災に関して早急に対応策を構築することとの要望書が提出されているところであります。

災害、防災時の対応は、町としても様々な準備をしてきたと思いますが、冬期間の災害対応は手薄になっていないか。さらに町民の安心・安全の確保のために万全を期すべきと考えます。

そこで、災害時に、高齢者、障害のある方、病弱な方、ひとり親の家族、乳幼児を抱える方などが安心して避難できる「福祉避難所」を確保すべきではないかと考えます。

私が質問した28年の第2回定例会における答弁では、町立病院を高齢者等の避難所にしたい、ただし緊急医療班本来の機能に支障がないよう配慮しなければならない。

そうであるならば「指定福祉避難所」として、町の施設である「ハピネス」を活用してはいかがですか。

また、生活に欠かせない飲料水の源である浄水場の耐震診断と、災害時における対応を伺います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「災害対応について」の御質問にお答えいたします。

9月の胆振東部地震に伴う全道の全域停電を経験し、もしこれが厳冬期に起きたらとい

う声を様々な場面、場所で耳にするところでもあります。

議会からの要望書におきましても、夏とは違った冬の防災対応、対策を行うよう要望を頂いているところであり、冬期間に想定される災害想定や、その対策などを内部で検討させていただいたところでもあります。

冬期間において想定される災害は、大雪や暴風雪が考えられますが、その中でも最も大変な事態は停電が発生することだと考えております。停電が長時間にわたると命に関わる場合も想定され、避難所の開設も必要となってきますが、町で備蓄しているポータブルストーブについては数が限られることから、現在のところ集約して開設することを想定しております。

また、今厳冬期に想定避難所において、町で備蓄するポータブルストーブの能力検証を行い、今後の備蓄品に反映させてまいりたいと考えております。

また、今定例会におきましては、さきの想定に基づき、保温用品や避難所で必要な発電機の増強と暖房用の備蓄燃料の費用につきまして、補正予算を計上しているところでもあります。

冬季における災害では、気温の低さはもとより、暴風雪による視程障害も大変な脅威になり、避難や救助活動が困難となる状況も予想されることから、早めの情報の収集が大変重要となってまいります。

このため、各関係機関と連携を図り、それをいち早く住民にも周知することにより、命を守る体制を構築してまいりたいと考えております。

しかしながら、最も大切なことは、御家庭でも災害を想定した備蓄品を備えていただき、いざという時の準備をしていただくことが重要だと考えます。家庭で備えておいた方が良い備蓄品の一例は、12月号の広報紙でも周知させていただいたところではありますが、引き続き自分たちでできる冬期間の防災対応、対策について、広報紙等にて周知してまいりたいと考えております。

次に、福祉避難所の確保についてであります。災害時における避難場所につきましては、一般避難所、福祉避難所、緊急入所等が考えられますが、このうち福祉避難所につきましては、施設等へ入所するには至らない程度の方であって、避難所の生活において、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する方が生活する避難所とされております。

下川町地域防災計画では、スポーツセンターを福祉避難所として位置づけておりますが、福祉避難所として、バリアフリーで、相談支援を受けやすく、支援者を確保しやすい施設が必要なことから、災害時には施設の状況や施設での対応を含めて適切に避難できるよう、下川町地域防災計画の見直し等を進めてまいりたいと思います。

また、下川浄水場及び一の橋浄水場につきましては、耐震診断を行っておりませんが、下川浄水場につきましては、現在、施設の更新に向けた作業を行っており、平成29年度、30年度で下川浄水場基本計画を策定、平成31年度で変更認可申請、平成32年度で実施設計、平成33年度から35年度にかけて工事を予定しており、一の橋浄水場の更新につきましては、下川浄水場の更新後に検討することとしているところでもあります。

災害時の対応についてですが、先般の胆振東部地震の影響による停電の際には、下川浄水場においては備え付けの非常用発電機を、また、一部の町内のポンプ室では借上げ

による発電機を稼働させることにより、通常時と変わらぬ安定した水道水の供給を確保することができました。

一の橋浄水場につきましては、取水から配水まで自然流下方式となっており、滅菌作業を手動で行った以外は影響がなく、こちらも水道水の供給を確保したところであります。

近年、自然災害が数多く発生しており、水道水は日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインでありますので、今後におきましても安定供給に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） ただ今の答弁で、特に配慮を要する方が生活する避難所ということで、スポーツセンターが指定されているようですが、この要配慮の方というのは、今ここにありますように…妊産婦とか、特に乳幼児を持つ方、高齢者でも要介護の方は、町の施設…要介護施設に入れる。そして、そういう方じゃなくて、いわゆる災害弱者と呼ばれる方を入れるには、正に町長の答弁にあったとおり、バリアフリー、それから相談支援を受けやすくする、支援者が確保できるという、そういう項目に値するのは正にハピネスが該当するんじゃないかというふうに思うんですね。

なぜかという、一つはですね、冬期間の避難所の中で、体育館も使われますが、体育館は暖房の面で非常に…全部暖かいものが上にいく…これは当たり前のことですが、それと下がフローリングになっていて足元が寒い、特に高齢者、それから乳幼児を抱える方は非常に辛い。これは様々な…今まであった熊本地震もそうですし…今回は9月でしたからそうでもありませんが、そのへんを考えると、これに当てはまるのはハピネスが非常に適当ではないかというふうに僕は思うんですが、この点いかがですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の仰るとおりでございまして、ハピネスの機能も…災害対応を最初から意図した施設ではございませんけれども、ある意味ではそういうようなことも考えられると思います。

ただ、今現状で…もし冬期間の停電が起きた時のことをいろいろと想定してみますと、スポーツセンターというのは非常に待避所としては好ましくないところがございます。

一定程度、市街地で考えているのは、バスターミナルセンターというのがふさわしいんじゃないかということで、いろいろと議論をしているところでございまして、それをもって、もしハピネスを福祉避難所とした場合に、現段階でうちの職員が対応するときに、分散される可能性があります。職員数からいってもですね…まず地域の実情をしっかりと把握しなければならない。例えばバスターミナルの施設…一時避難所として対応していかなければならないなどなど…現行の職員数では非常に不足を生じるところがご

ざいまして、そのバスターミナルでは福祉…待避所も避難所も兼ねた一時的な所で集約させておき、そして一定程度…二次的な所でハピネス、それからあけぼの園、病院など、こういうところの受け皿づくりというのをしてはどうかということで、今検討をしているところでございます。

いずれにしても、いつ何時起きるか分かりませんので、早急にそのへんを示しながら進めてまいりたいと考えているところでございますし、また、防災計画等についても、停電というのは一定程度想定しないところもございましたので、今後はそのへんの有事の際のことも想定しながら、防災計画の中にも織り込んでまいりたいと、このように考えてございますので、御承知おきいただければと思います。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 参考までに、今年、政府与党の全国3,500人ぐらゐの地方議員がですね、100万人の訪問調査ということでアンケートを取りました。その中で、防災、減災の項目があるわけですが、そこにこういうような意見が多かったんですね。女性や子供用の防災備品を設置してほしいという要望です。それから、避難所での高齢者、子供、妊婦などの災害弱者を守る対策をしてほしいという、この二つの…ほかにもありますが…特に女性、高齢者よりこのような要望が大変多かったというアンケート結果があります。

そこでですね、前回お聞きしたところの確認も交えてお聞きしたいと思います。

前回の一般質問で、町内の避難所は22か所、規模的には人数が約4,400人ぐらゐ収容できる。それから備蓄品等も備えていると、保存食は900食。このような答弁がありました。

そこで2点ですね、まずこの900食ですね、これは缶詰類があるんで、夏用とか冬用とか分けることはできないと思いますが、火を通さなくても食べることができるものになっているのか。

それから、この22か所ですね、小さい所は公区の会館もあると思いますが、ここに暖房器具…電力を用いなくて使う暖房器具…ポータブルストーブとかですね、このへんは完備されて、いつ何時…冬期間にあっても使える状態になっているかどうかの確認をお願いします。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（中岡健一君） お答えします。

まず、非常用の食糧でありますけど、熱を加えなくてもいいのかということなんですけど、お米につきましてはお湯を入れて作るものであります。ただし水でも時間をかければ食べれるようになっております。後のものについては、そのまま食べれるものばかりであります。

後、ストーブでありますけど、ポータブルストーブが10台ありますが、8台スポーツセンターの方に保管してありまして、ほか1台ずつが一の橋コミュニティセンター、それから上名寄のおうるに、それぞれ1台置いてある状態です。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 是非、こういう22か所の…細かいところまで公区等の役員とお話し合いをしながら、設置する方向でやっていただきたいと思います。

それから、先ほど言った、女性や子供用の防災備品ですか、この中には乳幼児がいるという前提でお話しますけども、ミルク等も今は良いものが出ています。そういうのも…管理があれですけども…検討していただきたいと思います。

今言われた指定福祉避難所ですね、まず内閣府の調査によりますと…これ3年前ですけども…指定避難所というのは全国に69,000…今はもう少し増えています。今年1年間でも大きな地震がある…熊本も含めてですね、ここ2年、3年で多くの災害があるということで、避難所はこの数より増えていることは事実です。

その中で、指定避難所も…この時は8,000でしたが、新たに調べてみますと11,254か所ぐらい設置されていると。

ただし、一つ課題がありまして、熊本地震の時もそうでしたが、大体176か所ぐらいの福祉避難所が設置されて…指定されていたわけですが、熊本地震でどういう状態だったかということ、そのうちの34か所しか利用されなくて、人数も104人しか利用されなかった。

これはなぜかということ、市の方で…地震が起きた時に、問い合わせとか…パニック状態というか…そうしてしまうだろうということを考えて…なぜそんなことを考えるか…避難所の本来の目的を外れてるんじゃないかというふうに…熊本の人に怒ってもしようがありませんけども…そういう周知がされていなかった。それから、先ほど町長もちよっと言いましたけども、スタッフの関係ですね。そういう面で利用されなかったという、正に176か所の6分の1ぐらいですか。

これは全国でもここのが大きな課題で、早くから福祉避難所というのを…町の広報とかいろんな面で…民生委員の方にもお手伝いしていただいて、広くそういう方に周知することが、それが一番大前提であります。

そのこのところもこれからの課題として取り上げていただきたいというふうに思います。

それから、今回、胆振東部地震の中で、町でも対応しましたけども、携帯電話の充電場所で、役場とか、結いの森ですか…使われました。

室蘭の方で、あの地震以降、検討されて今やろうとしているのが、あそこも小学校、中学校に太陽光パネルが設置されています。そこで、下川も小学校、中学校に太陽光パネルがある。そこに蓄電池をきちっと配備して、そういうことになった時の充電場所にしてはいかがかと思いますので、そこも検討していただきたいと思います。

それから、地震で大きな被害があるのは、停電になって、その後に起きる火災ですね、そこでその火災を防ぐために、感震ブレーカーというものがあるんですが、これがどういうものかということ、震度5強以上になると、揺れが発生した際に、3分後に自動で電気を遮断すると。そして地震による停電から復旧した際、ここで火災が起きる可能性があるんですね。断線した電気コードなどにより通電火災が起きる、これを防ぐものなんですけれども。

一つの事例ですけども、例えば山梨県の笛吹市…ここは市営住宅全戸に感震ブレーカ

ーを配置しております。それから、愛知県竹富町は、ブレーカーの購入に対する助成を行っております。安いものは重りを使って…バツと遮断するやつもあるらしいんですが、私が提案したいのは、火災で…一戸建てでももちろんそうですが、集合住宅等の延焼を起こすようなところに、この設置をするべきじゃないかと思います。

確かに大きな地震がなければ無用の産物ですが、万が一のためにも、ここは是非検討されてもいいんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 町内の22か所の避難所でありますけども、これは当然防災計画の中でうたっているものでありますけれども、想定しているのは…下川町の場合、水害、それから今議員が仰られたように地震も想定してございますし、後、下川町が過去に経験をしている大火災、こういう中で22か所の…要するにそれぞれの地域の中で…近間で避難をして、そして生活の確保をしていくというものでありまして、今回の9月に起きた地震等については、冬期間のことを想定した場合に、町内においては一の橋地域にコミュニティの施設、それから市街地においてはバスターミナル、上名寄地域においてはおうらという、ここを想定して一時的にまず集約をして、そこで先ほど申し上げました生活弱者の方々、優先順位で救済していかなければならない人たちの確保をして、そして二次的な所でハピネス等…こういう所に避難できる、そういう体制づくりをしてまいりたいと、このように考えている次第でございます。

また、耐震ブレーカーの関係については、お話は聞いておりますけども、まだ実態がよく分かっておりませんので、情報収集しながら研究をして、下川町にふさわしいかどうかという、このへんは今後検証してまいりたいなと思いますので、よろしく願います。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） ちょっと発音が悪くて…感震ブレーカーですね、耐震ブレーカーではなくて。ここは是非検討願いたいと思います。

今、町長が仰ったとおり、下川は大きな大火が二度ほどあったと聞いておりますので、是非、冬期間に火災が起きた場合は…これは大変な事になるんで、そこを検討していただきたい。

それからですね、もう一つ聞きたいのは、町でそういう防災、減災のための対策はやると。それと含めて、この間…町の広報に載っていましたが、各家庭でも是非やってほしい…それはよく分かります。ただですね、ポータブル…実は私のうちもポータブルは買わなくちゃないんですけれども、ポータブルは…町長も知っているかどうか知りませんが…安いものでも約1万円弱ぐらいします。なかなか生活的に厳しい方は、この1万円のお金を出して新たに買うということは大変厳しいんじゃないかと思うんですね。自分で…冬期間、地震になって、停電になって、寒い思いをしたくなかったら…買えといったらそれまでですけども、1万円弱というのは非常に大きなも

ので、お米なら大体30kg買える…ひと月分のお米が買える…そんな値段ですよ。準備をすれというのはそれで構いませんけども、そこはもう少し…暖かい心で考えてみてはいかがかと思うんですが。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） なかなか…それぞれの備品に対しまして支援をしていくというのは、ハードルが高いものがあります。できれば、地域の中…近所の支え合い、あるいは知人同士の救済、そしてまた避難所を通して…一時的、さらに二次的な共通した救済をしていくという、こういうところに行政の役割があると考えてございますので、御理解をいただければと思っております。

今、そのきっかけとして、今回住民の皆さんに最低限の備品の用意を…可能な範囲でお願いをしているところでありますし、また今後は様々な機会に事業所の皆さん等にもそういう支援の声をお掛けして、できる限りの体制づくりというのをしてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

充電場所につきましては、町で今回用意させていただきましたけども、想定以上に住民の皆さんに利用していただきましたので、これは町としては従来どおり進めてまいりたいと思いますが、今後はそういう避難所での充電ができる…そういうところも考えてみたいなと思っております。

また、学校関係については、まだ協議をしておりますけども、教育委員会に投げかけをしながら、どのような体制ができるかというのをいろいろお示しできればと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 先ほどと重複しますけども、本当にこの高齢者、障がい者、妊産婦…要するに特別な配慮が必要な人のために、災害時に備えて、適切な措置を講じていただきたいと思います。

一つ確認なんですが、バイオマスボイラーで下川の公共施設…6割ぐらいは暖房がされてますけども、ここの補助電源などはきちっと確保されてますか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 公共施設に設置しておりますバイオマスボイラーですが、現在のところ補助電源の確保はできてございませんので、停電になった場合には全て止まるということになってございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） それでどういう対策をするんですか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 全てのバイオマスボイラーを稼働させていくための発電機を設置するということに関していきますと、非常に資金的にもかかるということが想定されます。

そこで、全体一遍にというわけにはいかないと思うんですけども、前回のような停電の場合に、冬期間…暖房を確保していかなければならないというところがございまして、そのへんについては、どれぐらいの発電機の容量があればボイラーが動くのかということも含めて、今後考えていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） いつ起きるか分からない。その中でやっぱり…先ほど僕が提案したハピネスも含めて、暖房というのを最大限考えてやらないと、検討しますという中で起きた場合に、非常に大きな災害になると思うんですね。そこをよく考えていただいて、それこそ早く手を打つものは手を打つようにしていただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおりでございまして、今回、公共施設の中でも…町立病院については発電機能が常備されておりますので、普段どおりの営みがされたわけでありまして、その他については副町長が申したとおり…適わなかったわけでありまして。

しかし、バイオマスボイラーだけではなくて、日頃…常設していたボイラー等も停電の時には使用が不可となることが想定されますので、今後、バイオマスボイラーについては…優先順位を付けて、どの施設が必要かというところを…ここはやっぱり少し考えていくべきではないかなと思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 次に、子育て支援についてということで、まず、1点目は、保育事業は、まず第一に、子育て世代の利便性を考慮すべきものであるというふうに思います。しかし、担い手不足の現状の体制では、保育を必要とする実情に対応できていません。

また、仮に今定例会で議論される仮称「認定こども園」に移行し、名称が変わったとしても、現場の受け入れ体制が完備されなければ、保育を必要とする親の希望に応えることはできません。

保育士の採用の取組の中に、相手の希望に沿う勤務時間を取り入れる「変形労働時間制」導入を提案したいと思いますが、町長の考えを伺います。

2点目に、子育て世代の教育費負担軽減について、町外へ通学する高校生を持つ家庭の通学費に係る経済的負担は非常に大きく、特に所得の低い世帯の生活費を圧迫している現状があります。教育への投資は、格差の固定と貧困の連鎖を防ぐ意味でも非常に大事であります。そして、子供への投資は未来への大きな投資であると思います。

町民の福祉向上という平等性の上からも、通学費の助成をすべきと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「子育て支援について」お答えをしたいと思います。

1点目の、子育て支援についてであります。御質問の要旨でも触れられておりましたが、下川町では平成31年4月に下川町認定こども園に移行することとしており、可能な範囲において認可保育所である幼児センターの設備や体制を引き継ぐこととし、少しでも子育て支援の拡充を図ることができればと考えているところであります。

その一方で、保育士の体制が整っていなければ、お子さんを預けられている保護者にとりましても、十分なサービスが受けられないことも憂慮するところであります。

町といたしましても、保育士の人材確保ができるよう、正規職員及び臨時職員について現在募集を行っているところではございますが、直近の北海道の保育士などの有効求人倍率が2.36倍と、全体の1.21倍を大きく上回る数字が示されているとおり、本町におきましても保育士の人材の確保が非常に厳しい状況となっているところであります。

しかしながら、子育て環境の整備を後退させないためにも、適切な運営を図っていく必要があると認識しております。ほぼ通年、同じ時間帯で開所している現在の開所時間を、認定こども園となっても維持していく考えでございますので、業務の繁閑がある場合に切り入れられる変形労働時間制よりも、現在の交代制勤務を引き続き行ってまいりたいと考えております。

当然のことながら、シフトを組む際には、職員の意向を踏まえつつ、適切な時間管理を行うとともに、職員の健康やワーク・ライフ・バランスにも配慮してまいりたいと思います。

次に、2点目の、町外へ通学する高校生の通学費助成でございますが、町外の学校への通学費助成につきましては、現在、町としては地元で高等学校教育を受けられる環境の維持、発展に向けて、下川商業高等学校の持続的な存続に向けた生徒確保のために、通学費支援等を行っているところであります。

中学校に確認いたしましたところ、進学に際して、経済的な理由から名寄への通学を断念する生徒はいないと聞いており、現在のところ町外の学校への通学のための支援は考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） まず1点目ですね、幼稚園教諭、または保育士ですね、潜在的に…今仕事はしていないけれども…そういう有資格者ですね、町内の中、それから近郊の市町村の中で…ちょっと広いですけども…この有資格者の把握などはされていますか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 町内に資格を有する方で潜在的におられる方の調査はいたしておりません。また、広域でも資格の有…持っている方については調査をしていません。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） ちょっとおかしな話ですよ。町長は保育士の確保が難しいと、臨時の方も確保がなかなか難しいという中で、確かに100%…そういう有資格者を把握するのは難しいかもしれませんが、そこには努力が足りないんじゃないですか。今の答弁じゃ全く努力をしていない…把握していませんというふうに言い切りましたけども、これは是非…有資格者を把握するところから始めてですね、そしてそういう方がどのような気持ちというか…例えばお産に伴って…育児に関わっていて、なかなか仕事に復帰できない方もいらっしゃるでしょうし、いろんな事情があって仕事に就けない方もいらっしゃいます。

先ほどのアンケートの中にあるんですが、働き方の中で、子育てと仕事の両立に関してという項目がありまして、今は働いていないが今後働きたいという方が約20%弱いらっしゃいます。

それから、労働時間が長すぎる…つまりフルタイムでは働けないと、こういう方が14%ぐらい、あともろもろありますけども、このように資格を持っている方でも、働く時間…希望の時間…自分の希望に沿うような勤務時間ならば働きたいという方がいらっしゃる事がアンケートで出ております。そういうことを含めた、有資格者を把握しながら声をかけていく。

それで先ほど僕が提案した、変形時間性という…要するに希望に合う…午前中だけならOKですよ…午後からならOKです…そのような弾力性を持った働き方をしていたいて、まずは保育の事業所が、やっぱり受け入れ体制を万全にできる、その体制を組むことが僕は大事だと思うんですよ。名称が変わる…何が変わるといっても、やはり一番大事なのは、子供さんを持つ親が本当に預けたい時に預かってもらえる、こういうやり方が僕は当たり前だと思うんですが、いかがですか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 斉藤議員の仰っていることは、もちろん当然のことだ

と思います。今、幼児センターの態勢といたしましては、職員で幼稚園・保育士の資格を持っている方が14名体制で運営しているところでございますけれども、そのうち臨職でフルタイムで働いてくれる方が1名、14名体制のうち、8名が職員、6名の方が臨時職員とパート…非正規職員というかたちで働いていただいているところでございますけれども、この6名のうち、臨時職員が1名…フルタイムで働いていただいております。そして、5名の方は自分の働きたい時間に応じたかたちで働いてもらっている状況で…運営している状況でございますので、御理解を頂きたいと思っております。

その中で、改めて認定こども園になった暁には、そのような…困る方がないように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） そういうことを聞いているんじゃないくて、現実にはやっぱり…保育を受ける体制を早くつくった方がいいでしょうということを僕は言っているんです。

今何人いて、何人がやっているではなくて、現実には今足りないから、なかなかお子さんを持っている親の要望に応えられないということですから、それをするためには、資格を持った保育士さんをどうやって確保するかということが大事じゃないかと僕は言っているんですが…分かりますか…ここ。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 齊藤議員の仰るとおりで、我々もそれに向けて一生懸命努力しているんですね。

正規職員においては、二次募集まで行いまして…町村会にお願いしながらですが。でも、本町に応募していただける方がゼロでございまして、今、三次に向けて募集をして、正規職員については確保を図っていききたいと。

それから、非正規職員…臨時とパートの話を課長から申し上げましたけれども、これもそれぞれお母さん方の口伝えでいろいろと…資格を持っている方々の情報を集めたり、あるいは現状で働いている方々の聞き取りをしながら、この勤務の中で可能な方々を探求して、そして今回このようなかたちで非正規の方々も6名勤務していただいているというのが実態でございます。

いずれにしても、病院の医師、看護師もそうでありますけれども、保育士については非常に全道的に厳しいものがありまして、自治体がかなり汗をかいて頑張っておりますけれども、現状はそういう状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

ただ、今の体制の中で、しっかりと受け皿づくりをしてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3番（斉藤好信君） 現状というか…現実には、そのように…お子さんを預けたくても預けられない、それはやっぱり体制…スタッフの不足という…これ以上、お子さんを抱えることができないという現実があるんで、そのへんも私の言った提案も含めてですね、是非早くに確保して、体制が整うようにしていただきたいと思います。

それから、2点目の通学費の助成でありますけども、今町長が答弁された中で…おかしなことを言いましたけども、「中学校に確認いたしましたところ、進学に際して、経済的な理由から名寄への通学を断念する生徒はいないと聞いております。」という答弁がありました。誰が調べたか知りませんが、これはどういうふうに調べたんですか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。

高校進学に当たりまして、中学校で進路相談を行っております。その際に奨学金制度の説明ですとか、そういったものの説明を加えた中で進路相談をしております。その中で、保護者及び生徒から確認をした情報ということで、中学校の方に確認をした情報でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） こういう表に出る…建前のような話は…確かに、中学校に来て、三者会談とかありますけども、その中で親に聞いて…経済的に大変ですか、進路を変更しますかとか…こんな決まり文句のような中で本当の事は言わないんですよ。

町長も御存知かもしれませんが、私たちの時代…町長と僕は大体同じ年ですから、同じような子供がいますけども、当時は名寄に通うのに、ちょうど国鉄の本線が廃止になった後で、助成金もあって、定期代もいくらかの助成がありました。そこでも結構…一家で二人ぐらい子供を出しているところ…結構大変でした。今でも1か月に1万6,560円…これ学割効いてですね。それから3か月の定期を買って…これも学割効いたら2,000円ぐらい安くなりますけども4万7,200円。年間にすると16万5,600円。これは夏休み、冬休みを抜いた10か月分ですけども、このぐらいの金額がかかっている。

そして、御存知のとおり、下川町の勤労者世帯の平均は…どこかの課で280万円とか言いましたけども、それは全くの平均であって、低い方は大体200万円台…これが現実ですよ。そうすると16万5,600円というのは、大体手取りの1か月分の給料を子供の通学費に充てなくちゃならないと。だから僕は生活費を圧迫しているというんですよ。

それで、先ほど町長の答弁で、下川商業高校の存続も出ましたけども、これは前回の私の一般質問の中で、下川商業高校の存続とは別途切り離して考えていかなければならないという答弁がありました。正にそのとおりで、下川商業高校はいろんな商業関係の面で魅力ある学校なんです。だから将来的には集める学校から集まる学校にしていくという、そういう気概を持ってやるべきなんです。

ただし、そのことを楯にして言うならば、そうしたらここに親を持つ高校生が、下川商業高校だけを楯にして言うならばですよ、子供にも選択肢というのがあるんですよ。

将来的に技術を身に付けて社会に羽ばたく、そうすると産業高校に行って機械科、建築科、電気科に行って学ぶ、農業を学ぶ、将来的に進学を希望するのであれば名寄高校に行く。ここにだってたくさん名寄高校出身の方がいるでしょう。商業を学ぶ子は商業高校に行く。それは子供の選択肢ですから。家庭の経済的事情によって、自分の進路が阻害されるということは避けなくちゃならないと思うんです。

こどもみらい財団という財団法人があります。ここの調査結果によると、これは平均ですから…それが全く当てはまりませんけども、高校生というのは年間…大体110万円ぐらいのお金がかかる…通学費を入れてですよ。なぜかという、高校生は授業料は無料です。ただし、伏在費…教科書以外のドリルや資料集とかですね、それから運動したらジャージもいるし、今は子供はみんな携帯電話を持っている。いろんな目に見えないもののお金が出ていくんです。

ですから、それによって…先ほど教育長は、そういう子供さんはいない…なんて断言されました。これは是非ですね、そういう高校生を持つ親に訪問調査してください。そんなこと言う人はいませんから。そこをよく考えてもう一回答弁いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 斉藤議員さんも御承知かと思いますが、奨学金の関係でちょっとお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

例えば名寄に行くことが経済的に困難で諦めたという子供がいるかどうかという再調査という意味でしょうか。

○議長（木下一己君） そういう直接的なやり取りじゃなくて、相手の質問に答えるかたちで。

○教育長（松野尾道雄君） 再調査というか、家庭の事情を詳しく聞いた方がいいということについては受け入れまして、そのように努めさせていただきたいと思います。

加えて申し上げますと、高校に通学するに当たっては授業料無償化、これにつきましては、国で行っております高等学校等就学支援資金制度というのがございまして、これも所得制限がございまして、全員がということにはなっておりません。実際、下川商業高校においては、90%を超える100%に近い数の子供さんが、授業料については無償化になっております。

それ以外の経費でございしますが、北海道公立高校生等就学給付金というのがございます。これにつきましては、いわゆる授業料以外の経費に充当できる奨学資金で、これは給付型のものがございます。これについては、下川商業高校では、現在18%の方が活用しております。これは世帯の子供さんの数にもよりますが、第1子の場合で、年間ですけれども8万800円、これを名寄の通学に換算すると約半額です。

それから、複数もらえる場合については12万9,700円というものが給付される制度がございます。これについては、モデル世帯として親子…父、母、子供が二人ぐらいの想定

でお話をしますと、年間の収入が約270～280万円ぐらいまでの方、これぐらいの方が対象になります。そういった奨学資金の活用方法もございます。

また、そのほか社会福祉協議会が窓口になっております教育資金の貸付け制度、これは無利子でございます。

そのほか給付型として民間で行っております梅津奨学資金、これについては学力等の範囲が定められておりますので、どなたでもということにはなりません。

それから、もう一つ代表的なものとしては、北海道高等学校奨学会、これは公益財団法人で行っておりますが、これも月額2万5,000円の貸付け等々がございますが、現在のところ、そういった情報提供はしておりますけれども、活用者が非常に少ないという状況でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 確かに現実には…本当に所得の少ない方がいらっしゃいます。そこも鑑みて、是非検討の余地は残していただきたいというふうに思います。

先ほどのアンケートの中で、子育てという部分があります。その中で、将来の進学などの費用が不安だ…これが約47%いらっしゃいます。それから、いろんな…保育料の負担が重たいというパーセンテージも14%ぐらいありますけども、その他も併せて教育とか学費…要するに子供さんを進学させる中で、不安や悩みを抱えているという方が約74%いらっしゃいます。これをそのまま下川に当てはめることはしませんけども、こういう方も現実にはいらっしゃるし、先ほどちょっと言いましたけども…高校生を抱えて…町外に出されている家庭で、本当に厳しい家計の中でやり繰りしてやっているという現実を是非知っていただきたいというふうに思うんですね。

谷町政で少し弱いというか…そこは福祉行政だというふうに僕は感じているし、町民の方の声もあります。福祉に関する…それにかかるお金というのは…例えばいろんなものがありますが…いろんな大きな補助金とかいろんなことがありますけども、本当に少ない金額でできることもたくさんあるわけなんですね。ここは是非考慮していただきたいと思うんですね。町民の…幸せか、それとも幸せでないかという…これは単にアンケートで分かるものでもなくて、やはり町民の一人一人というか…家庭の中で、日常生活の中で恩恵を受けているか、そういうところだと思うんですね…福祉行政というのは。庶民の小さな本当の声ですよ…これは。私たちにもそういう恩恵が与えられているのかと。皆さんも経験されていきますけども、本当に子育てというのは…高校は義務教育じゃありませんけども…高校出るのは当たり前前の時代になってしまいました。そこまで育てるのは本当に大変。でも、先ほど子供への投資は未来の投資と言いましたけども、これは本当に…町から巣立っていても、親がここに暮らしている…それだけで子供は帰ってくるかもしれないし、どんな素晴らしい人間になって社会に貢献するか分からない。そういうことを考えて、是非子供への投資というか、子育て世代の応援をしていただきたいというふうに思うんですが、町長感想だけで結構です。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 子育て、そして教育というのは、同感するところがありまして、これからの人生の中で礎をつくる場所だと考えております。ですから、前の答弁でも、教育と福祉経済施策というのは分けて考えなければならないと答弁をさせていただいたところでありますが、この教育に限って、特に下川商業高校の存続は…前の一般質問でも答えましたが、私の命題であります。商業高校は存続しなければならない…していかなければならないという大きな命題を持っております。

そういう中で、どういう支援をしたらいいだろうということをいろいろ考えた中で、これまでの継続性と新たな制度をつくってきたところであります。

その一方で、名寄へ通われている方々、それから旭川、札幌、東京方面に滞在して学校に通われている方々、こういう方々へ支援していくという線引きが非常に難しく、どこまで線引きをしていったらいいのかという厳しいところもありますし、町の財政事情…台所事情もございますので、こういうところを総体的に考えて、現在のところ下川の子供たちが下川商業高校に通っていただけるという、ここをベースにしてものを考えているというところでありますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 何度も言いますが、下川商業高校の存続云々ということは僕は言っていないんですよ。この間も70周年記念に参加させていただきました。下川商業高校は下川商業高校で立派な学校なんです。このへんにはない商業科があるんですから。そしてたくさんの資格を取られて、立派に社会人になっている方がたくさんいらっしゃいます。ただ、同じ下川に育っている子供も、やっぱり同じふうに見ていくのが当たり前じゃないですか。そういう子だって、将来下川のためにきちっと貢献してくれるんですよ。だからこれをですね…さっき言いましたが、別途切り離して考えるべきだと思うんです。下川商業高校は魅力ある学校なんですから。そこを考えていただいてですね、是非検討していただきたいと思います。再度町長お願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは過去に何度となく同じ答弁をさせていただきましたけど、現時点では本町としてはそこまでは考えていないというところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） これで斉藤議員の質問を閉じます。

次に、質問番号4番、議席番号2番 宮澤清士 議員。

○2番（宮澤清士君） それでは通告に基づきまして、一般質問を行います。

谷町政の一期目の総括についてということであります。

町長は、町民の皆さんとの「120の約束」をまちづくりの基本概念及び政策の柱として、五つの項目を掲げています。

活力と潤いのある下川ということで、一つ目に経済の循環。

資源をいかした魅力ある町ということで、二つ目の資源の循環。

それから、優しさと幸せのあふれる町ということで、暮らしの循環を掲げております。

それと、四つ目に情報の循環。これは人と人との豊かなコミュニケーションということでもあります。

五つ目に人材の循環、住民が主役で活躍のできる町。

これら町政を担い、4年が経過しようとしています、これらの項目の達成割合と安齋町政から継続したものは何項目あるのか。

また、「幸せ日本一」はどの程度達成したのか伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 宮澤議員の「谷町政の一期目の総括について」の御質問にお答えしたいと思います。

御承知のとおり、私が平成27年の5月に下川町長に就任して以降、「幸せ日本一のまち」を目指し、政策の柱となる「経済の循環」、「資源の循環」、「暮らしの循環」、「情報の循環」、「人材の循環」の五つの概念の施策が長期にわたって繰り返し反映されるよう、「社会循環」を礎に、本町の活性化等のため「120の約束」を掲げ、町政を担ってきたところであります。

具体的には、その実現に向けて、各政策の柱を軸に様々な施策を実施してきておりますが、はじめに「経済の循環」では、農業、林業・林産業、商工業、観光などの施策として、各種産業の振興等に向け「産業連携会議」を設置するほか、下川町産業活性化支援機構に「タウンプロモーション推進部」を設置し、人材確保に努めるとともに、畜産クラスター事業の推進などにより、各種基盤整備を進めてきているところであります。

次に「資源の循環」では、森林資源の活用を促進するため、高性能な林業機械・設備導入支援に係る林業・林産業振興事業や、国の制度を活用した空き家対策総合支援事業などにより、空き地・空き家の有効活用などの施策を進めているところであります。

次に「暮らしの循環」では、医療、福祉、生活環境などの施策として、「福祉医療連携会議」を設置し、福祉・医療従事者の人材確保に向けた手当等の処遇改善や子育て支援、町立病院へのCT導入、電子カルテの整備、情報連携など、医療環境の充実、住宅の整備などの施策を進めているところであります。

次に「情報の循環」では、情報告知端末などの活用による情報の拡大などの施策を進めております。

最後に「人材の循環」では、教育施策や町職員の意識改革などの施策として、ICTを活用した教育環境の充実や人事評価の実施などの施策を進めております。

「120の約束」全体においては、概ね90%弱の達成度となっているところであります。

安齋町政から継続している施策等につきましては、約7割でございますが、今後の住民ニーズを的確に把握し、新規施策の追加や継続事業の拡充を行いながら取り組んでいるところでございます。

また、「幸せ日本一のまち」はどの程度達成したかでございますが、これら以上のことを踏まえて、私の実感としましては、8割程度かと感じているものでございます。

まだまだ十分なものではないと認識してございますので、今後も町民の皆さんや議員各位の御意見をいただきながら、幸せ日本一のまちの実現に向けて努力してまいります所存でございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 120の約束は概ね90%弱ということであります。残り10%の約束はどのようなものなのか。

それと、安齋町政から継続した施策などの残り3割の施策はどのようなものなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ちょっと手元に公約の…がございませんけれども、現実に着手はしましたけれど、なかなか熟度を高めていくことができなかったもの、それから新規でも着手に間に合わなかったもの、こういうところが施策の中に…公約の中にいろいろございますので、残された期間の中で限りなく100%に近いところまで努力をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 手元にないから分からないということなんですけれども…ここに今あるわけなんですけど…自分が立てた公約なので、それは全部…町長は当然頭に入っているものと思っておりました。

先ほど、同僚議員がかなり質問をしておりますけど、私の方からは特に経済の循環ということで、農業施策…その中で12項目ほど挙げております。町長の公約を見て言っているわけなんですけれども、その中で、施設栽培の拡充を図り、バイオマス熱供給を含めた営農システムの構築を行うというのがあります。農業施策の4番目です。

それと5番目に、農産ブランドとしてのフルーツトマト、キヌサヤ、小麦など…ということは蕎麦も入っていると思うんですけれども、これの安定生産と商品開発を推進することになっております。

それと、遊休耕作農地の解消と活用を図るとなっているんですけれども、これについてお伺いしたいと思います。

今、申した点について、どのように実施をしたのか、また、できないものがあつたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） まずはバイオマス熱供給を含めた営農システムの構築についてでございますけれども、これについては昨年、熱電併給の事業に取り組む提案をさせていただきましたけれども、残念な結果になりまして、これはかなわない段階になりましたけれども、ただ、民間事業者の方が来春から供用開始するということで、この点についてはまだ可能性が残っているのではないかと考えているところであります。

農業者の方からも要望書、要請書が挙がってきておりますので、どうかたちでそういう取組ができるかというのは、また今後検討をしてみたいと、このように考えております。

また、下川町のフルーツトマトをはじめとした様々な品種でございますけれども、本町は平成5年から約25年かけまして施設栽培に支援をしてみいました。特にビニールハウスへの補助を強化をしてみまして、今年度、10棟を含めまして、およそ600近くのビニールハウスが設置される予定をしております。そのうち町としても大体8割ぐらいの支援を…25年間の中でさせていただきまして、一定程度、後継者が戻ってきたり、あるいはまた新規就農者が増えたりと、こういう結果に相成っているのではないかと考えております。

そこで下川町がブランド化を…フルーツトマトに限らず…していく上では、農業生産者の方はもとより、JA北はるか、さらに関係する機関の方々と協力し合って、そして下川町のブランドづくり、そして生産の強化を図っていければよいのではないかと考えている次第でございますので、御理解いただきたいと思います。

また、遊休耕作農地の解消でございますけれども、これも農業委員会ともいろいろ協議をさせていただいているところでございますが、離農する方々の考え方もございましてしょうし、そしてまた新たに拡充をしていきたいという現状の農業者の方々もいらっしやるでしょうから、そういうマッチングもいろいろと考えていきながら、こういう耕作放棄地のないように、これからも継続して取組をしてみたいと考えている次第でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 先ほど言った120の約束のうち、90%の残りの分、それがどのようなものだったのか。

それと、安斎町政から継続した施策の残りの分はどのようなものだったのか…報告がなかったのでお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 全部言うと…あれなんですけども、主なものを考えますと、今のバイオマス関係が…熱電併給の関係が営農システムとして一つ考えられるのではないかと考えています。

また、観光施策の面で見ましても、サイクリングロードのマップ作成、あるいはサインの設置、こういうところもまだ未実施のところがあります。

さらに、手延べ麺のものに関しましても、着手をして調査、聞き取り等いろいろやってまいりまして、最終的にはまだ未解決のところがございます、こういうところもいろいろと検証していく必要があるのではないかと考えております。

こういうところが120の公約の中で未実施、あるいは着手したけども熟度が高まらなかったというものでございますので、御理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） バイオマスのところで、営農システムとあるんですが、この営農システムとは具体的にどのようなことだったのでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 後援会の中での提案もございましたので、明確な計画を立てての政策ではないと考えておりますけど、いずれにしても施設栽培を中心に下川町が進めておりますので、こういうところの仕組みづくりをしっかりと、システム化していくということであるとと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 先ほど、この件に関して、農業団体から要望書ですか…きているという話を今聞いたんですけれども、それについてはどのような内容だったのでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 現在、下川町では上名寄のおうるのところにトマトの育苗施設をつくっておりますけれども、これも今…新規就農者や農業生産者の方々の生産拡充によって苗が足りない状況にあります。そういう意味でも、増設をしながら苗の確保ができないのかという…そこで熱利用というのが出てまいりまして、そして今回の…民間事業者が出されます熱を利用しての施設利用であるということと考えてございますので、そのへんに応えられるように今いろいろと検証をしているところであります。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） それはまだ未確定の…まだ実証するに至っていないということですね。

それと、今、新規就農者が入ってきているわけなんですけれども、次年度からの営農に向けて二人ほどが既に段取りに入っているわけなんですけれども、その人たちの喫緊の悩みとして、上名寄の実験農場に入っていたんですけども、そこから住宅が決まったので移っているんですけども、その人たちの営農する場所で住宅がないんですよ。

今、実験農場に、離農した人が…農地を新規就農に譲った人が…売り渡した人が、そこに入るということの前提であの建物はつくっているんですけども、なかなか…土地は売っても、住めば都で、そこから動きたくないという人が結構いると思います。

そんな中で、冬場は町から通ってもいいんですけども、夏場ですね…特に施設園芸などですと温度管理、それから突然吹いてくる強風の対策だとか、それを管理するのに離れたところに住んでいて行くとなると大変な御苦労もあると思うので、そのへんは町で一つ…今テレビ等でも話題になっておりますトレーラーハウスですね、このようなものを町が用意して、それをリース契約をして、そのリース料の30%になるか…50%になるか分かりませんが…そういう支援の仕方というのは考えられないのでしょうか。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） 今仰るとおり、新規就農者2件ほど来年に向けて就農する予定でございます。土地の確保につきましては、先ほど仰っているとおり、本来ならば土地と住宅がセットというのが非常に理想的でございますが、なかなかそのように理想的な土地と住宅がセットというところが現状見つかっていない状況でございます。

私ども農務課といたしましても、なるべく農地と住宅が近い場所にというふうに今回も考えてございました。2件とも住宅と土地については…離れてはいるんですが…なるべく近い距離、もしも何かあった時も歩いて行けるような距離というようにところに一応今回住宅と農地を構えることになりました。

農務課といたしましても、今後とも住宅と農地がセットで…一緒なところについて確保を目指していきたいなというふうに思っております。

そういった場所についてのトレーラーハウスとか…御意見もございますが、そのへんにつきましては需要ですとか、新規就農者または受け入れ部会とですね、そういったところも協議しながら考えてみたいなというふうに思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） そのようなかたちで鋭意努力をしてほしいと思います。

それとですね、農産ブランドとしてのトマト、キヌサヤ、小麦などの安定生産と商品開発を推進するということなんですけども、この件について私も9月に…特に蕎麦、麦の関係ですね…それで一般質問をさせていただきました。

去年、施設を整備しているわけなんですけども、今生産者も物財費等が値上がりして大変な状況にあります。そんな中で、その施設に対しての…確か貸付料に対して7年なら

7年の間でそれを案分したかたちの中で補助できないかということを申したつもりなんですけれども、それについて町長含めて内部で協議したんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） いろいろ宿題を頂いておりますが、検証しているところで、まだ結論には至っていないところであります。

また、今、農業振興審議会も始まりましたので、いろいろとそういう有識者の方々の意見を聞きながら、今後も進めてまいりたいと思います。

また、今商品開発のお話も…ありましたけども、一部農業者の方々に新たな商品づくりもされている方々がいらっしゃいますので、情報提供、あるいはまたどういう支援ができるかという…いろいろと検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 農業情勢は皆さん…特に町長も…今テレビ報道等でいわれますTPPの問題、それからオーストラリアとの経済連携の問題、いろいろ問題が山積しております。やはり下川の産業ですから…農業、林業とっているんですから、特にそういう農業政策については怠りのないように一つよろしくお願いしたいと思います。

それから、次に、林業、林産業の施策でありますけども、この中で14番目に国有林との連携とか、15番目に林業生産の効率を高めるため高性能機械の導入…この高性能機械の導入はある程度進んでいると思うんですけれども、生産から流通までの安定したシステムを構築する、それで共に林産業の付加価値事業や新規事業を積極的に支援するとなっております。

それから、17番目に一の橋地区におけるバイオビレッジ構想の一環であるコンテナ苗、シイタケ栽培についてはある程度順調に進んでいると思いますけれども、今後また手を抜くとどのようなことになっていくか分からないと思います。

コンテナ苗の生産なんですけど、これはどの程度、実証に向けて進んでいるのか。

それと、林産業の付加価値事業や新規事業を積極的に支援していくとなっているが、このへんはどのような新規事業が…町長になってから出来たのか、そのへんをお聞きたいと思います。

それと、林業、林産業従事者の人材確保と人材の育成の強化を図るとなっていますが、さっきの福祉の話ではないですけども、これも非常に喫緊の問題であると思います。そのへんどのように町長は取り進めてきたのか、今後進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（宮丸英之君） 私の方からコンテナ苗の御質問について、お答えさせていただきます。

コンテナ苗の栽培につきましては、これまで実験的に栽培の事業を進めてまいりました。それを持ちまして、来年度以降、母樹園の整備に向けて事業を取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） もう実証可能な状態になっているんですか。生産能力はどれくらい…下川の循環型森林経営で50ha伐って、植えてということになっているんですけども、その何割くらい対応できる状態になっているんですか。

○議長（木下一己君） 森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（宮丸英之君） まだこれからスタートするということでございますので、栽培数ですとか…数につきましてはまだ未定のところがございます。いずれにしても、これから母樹園の整備に向けて拡大をしていきたいというふうに考えております。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 御質問いただきました内容等について、お答えしたいと思います。

まず、林産業の付加価値事業や新規事業を積極的に支援するということでございますけれども、平成29年、林業振興の基本条例を改正いたしまして、そして制度の見直しをいたしまして、現在2年目を迎えているところでございます。

また、これは継続でございましたけれども、山村活性化支援交付金という事業がございましたけれども、これについては下川町も広葉樹の取組をさせていただきまして、現在、規模は小さいわけでありまして、今後非常に可能性のあるものではないかと期待しているところでございます。

また、人材確保と人材育成の関係でありますけれども、公約にもうたっておりますように、旭川の農業高校の森林科学科の生徒さんを実習体験ということで下川町に招へいをいたしまして、1年生から3年生…それぞれテーマを別にいたしまして、実習をしているところでございまして、その成果が地域内の事業所に入社することにつながっているところでございます。

また、御承知のとおり、これはまだ設置されておりませんが、林業大学校…道立でございますけど…これに向けての取組について、下川町でのあるべき姿をしっかりと道の方に示しまして、その受け皿づくりの準備に入ったところでございます。

国有林につきましては、既に協定を結んでおりまして、共同施行をこれまでも進めてございまして、システム販売等の御協力もいただきながら、森林管理署との連携を深めているところでございます。

また、毎年、それぞれの職員の方々と情報交換の場を設けてございますし、また、上

川全域での国有林の情報交換の場も積極的に参加させていただいて、情報収集等をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 循環型の森林経営のことなんですけれども、今非常に国からの補助金が減額になっておりまして、結局…町有林の施行などをしていくのにもかなり支障を来してきていると思うんですよ。

それで、昨年と比べて施行が…仮に100町として、今年は何の程度減少したのか…率でですね…去年より減少した率とか。それと民有林の…結局…補助金下がれば民有林の施行も滞ると思うんですよ。そのへんの状況は何の程度のものなのでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 資料がございませんので、もし必要であればお出ししたいと思います。

○議長（木下一己君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 4 5 分

再 開 午後 2 時 5 5 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

森林商工振興課長。

○議長（木下一己君） 森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（宮丸英之君） 先ほどの宮澤議員の御質問にお答えいたします。

造林事業の昨年と今年の数字でございますけれども、町有林の昨年の造林事業の面積が37haです。それに対して、今年…平成30年度におきましては、これはまだ年度途中ですから見込みになりますけれども、約21haになると見込んでおります。

この要因としましては、議員が仰ったとおり、補助金の配分の減額等が主な要因となっております。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 29年度の決算書と今年の予算と比べて、金額的にどれぐらいになるんですか。

○議長（木下一己君） 通告の内容がそこまで求めているのか…数字まで。今、政策の話で進んでいますから…必要ですか…いいですか。では質問を続けてください。

2 番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 次年度においても、そういうことが予測されるのでしょうか。

○議長（木下一己君） 森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（宮丸英之君） 国の事業でございますので、あくまでも予測でございますけれども、厳しいのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 以前から、町の産業は農業と林業と言っているわけでありまして、このことが双方とも衰退することなく、町長は今後の町政の発展に向けて御尽力を頂きたいと思います。

それと、エネルギー政策で、氷等を活用して…雪氷ですね…そのようなものを活用して今後進めていくんだというのが町長の公約の中にあっただと思いますけれども、それについては協議等をした経過があるのでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 過去にも氷室などの…いろいろ研究をしたことがありましたけれども、今情報収集をいろいろしている中で、下川町においては公約を掲げたものに着手というのは優先順位が低いところがございます、これからの取組の中でこういうことも検証していく必要があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） ということは、120の公約を掲げているわけなんですけれども、5つの項目を掲げてますよね…それで120の項目があるんですけれども、先ほど全部達成していないというんですけれども、その中から減っていく公約があるという判断でいいのでしょうか。それとも、それを今後とも積極的に推進していくという考えなのか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 当然お約束したものでございますので、未実施のものについては着手しながら…ただ、どうしても社会情勢の中で公約で掲げたものとマッチングしないものもあろうかと思えます。そういうところは先送りしていかなければならないのか

など考えてございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 当然ですね…公約を掲げておりますけれども、時代背景でそれにそぐわないものも出てくると思います。それを新たなものに展開していかなければならないという項目もあると思いますが、特に今後とも…町の産業…一次産業でございます。

その産業が衰退すれば、結局人もいなくなると思います。やはり産業のあるところに人の循環が見込まれると思いますので、今後とも一次産業の発展に向けて尽力をしていただきたいと思います。

後、福祉関係の人の問題とか、学校の教育の問題とか、そういうのは先ほど同僚の議員が申しておりますので、私の方からは言いませんけれども、特に…活力と潤いのある町下川ということを掲げておりますので、是非この公約が絵に描いた餅にならないように、今後とも努力をしていってほしいと思います。

それと、今後に向けて…時期も時期ですし、私は今後こういうことを目標において…当然次期に臨んでいくと思いますけれども、そういう考えがあれば…今後の町政発展に向けて…私はこういうことで次期に挑戦するんだという意気込みがあれば聞かせてほしいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 27年5月1日に、この下川町のかじ取りを担うことになりまして、3年8か月経過したところでございます。

先程来…120の公約についていろいろ御質疑を頂きましたけれども、先般…9月25日に、これは後援会の中にある組織でありますけれども、オンブズマン会議におきまして、町民の方も含めて後援会の方々…50名ぐらいの方々にお集まりいただいて、3年6か月のこの公約に掲げる検証をしていただき、いろいろ評価を頂いたところでございます。

そしてその結果を踏まえながら、10月24日でございますけれども、町民の皆さん190名の方々に参集いただきまして、2期目に向けての出馬要請を頂いたところでございます。それから2年余り経過したわけでございますけれども、この間、家族や信頼のある知人、友人に相談をしながら熟慮を重ねてまいりました。その結果、結論として2期目の出馬に向けて決意と覚悟を決めたところでございます。

1期目の公約において、今ほどいろいろと御質疑いただきましたけれども、まだ熟度が高まっていないもの、それから着手がかなわなかったもの、そしてスピードの速い時代潮流におきまして方向性を切り替えていかなければならないもの、さらに既成概念や固定概念など、こういう理念を払拭して、そして変革をもたらしていかなければならないところなど、引き続き挑戦し続けねばならないものと確信した次第でございます。

今回のSDGsに絡む総合計画の中にも、7つのありたい姿を掲げましたけれども、一つ目の、その目標に挑戦し続けるまち下川町というのを掲げてございます。そういう意思を持って、私がテーマにしてございます幸せ日本一のまち下川をつくるために、きめ

細かな政策公約を打ち出してまいりたいと、このように考えております。

その方向性として、今ほど議員が仰いました下川町の基幹産業である、農業、林業を中心として、内発的な発展と…そしてまた企業誘致などのバランスの取れた産業振興を図るとともに、積雪寒冷地の大きな課題でございます通年型の仕事づくりを目指して、後継者対策、あるいはまた担い手対策というのを図ってまいりたいと、このように考えてます。

そして、福祉政策におきましては、結婚、出産、そして子育てにおけるセーフティネットの構築をしっかりと図り、さらには高齢者が健康で生きがいの持てる生活環境を創造してまいりたいと、このように考えてございます。

さらに、医療政策におきましては、現在、町立病院で外科医師が不在となっておりまして、この町立病院の経営は大きな課題でございますけれども、こういう医師の確保や看護師の確保を積極的に行いまして、安定した病院経営ができるように、さらには医師確保や看護師確保ができる…そういう情報の受発信をしっかりとするとともに、体制づくりを図ってまいりたいと、このように考えている次第であります。

教育政策でございますけれども、優先すべき命題というのは、先程来の一般質問でも出ておりましたけれども、下川商業高校の存続という問題がございます。これにつきましては、関係者の絶大なる支援や協力を頂きながら、持続可能な取組をしてまいりたいと、このように考えてございます。

さらに、町立でございます小中学校におきましては、特色ある学校づくりとして、例えばITを活用した教育環境の充実や児童生徒が町民と多く触れ合う機会をつくり、それとともにキャリア教育などのきっかけづくりをしてまいりたいと、このように考えております。

最後に、地域政策におきましては、自然災害等が多発している状況から、自治防災組織を含めた多機能な自治組織の確立を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

まだまだ申し上げたいことはたくさんございますけれども、これからの公約づくり、方針づくりなどを踏まえて、考え方の一端を述べさせていただいたところでございます。

以上、2期目へ向けての決意と覚悟の中、それぞれの社会構造における領域での方向性をお示しさせていただいたところでございます。今後は後援会や町民の皆さんと議論を重ねて、確固たる選挙公約を創造してまいりたいと、このように考えてございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 今、町長いろいろ申されたんですけども、これ僕自身ですね…この3年数か月振り返って、前町政と今の谷町長の違い…はっきり言って違いは何かと思っただけです。前町長も非常に気の短い方で、いろいろあったんですけども…一つね、足りなかったのは…安斎町長と谷町長の違いは本気度だと思います。今年の漢字が、災害が多いので災いという字になったんですけども、個人的にですよ…谷町政の今期を何に例えるかといったら、混乱の迷ですね…迷いだと思います。それはどこにあったの

か…人のせいにするんでなくて、やはり自分の本気度がなかったというのが一番の原因だと思います。

そういうことを踏まえて、是非この次に挑戦するに当たり、町政を担うようになれば、本気度を…下川町をこうするんだという本気度をやはり示してほしいと思います。その本気度が谷町政の一番欠けているところだったと思います。それがなければ、職員が一番混乱するんですね。そういう意味で、谷町政の今期の字を何で表すかといったら、迷いの一言ではないかと思いますので、今後、町政をもし…担うようになれば、是非是非今まで以上に…今までも俺は本気度を持ってやっていたというかもしれませんが、これは僕から見たら本気度は足りなかったと思います。かなり足りなかったと思いますので、是非そういうことを念頭に…次期の表明を決意したわけですから、そのことを是非心に秘めて臨んでほしいと思います。

町長、それに対して何かあればお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ありがとうございます。大きな激励だと確信しているところでございます。

私も一生懸命発してきたつもりでおりますけれども、議会議員を自分で務めていた時とは違って、執行者の難しさも十分分かりましたし、また、なかなか歯がゆいところもありました。外から見たら本気度が足りないという面もあったんじゃないかと思います。

2期目へ向けては、そのへんが…どのようところが足りなかったのか、そこはしっかりと自分で認識しながら、2期目に向けて準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） これで宮澤議員の質問を閉じます。

次に、質問番号5番、議席番号1番 近藤八郎 議員。

○1番（近藤八郎君） それでは、最後の一般質問になるかと思いますが、私の方からは配布のレジュメの順番を変えてですね、最初に地域おこし協力隊員の現状と定住・定着の方策についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本制度につきましては、平成21年3月31日の、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域の維持・強化を図るために担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっているということで制定された制度でございますが、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることが必要と考えられますが、本町における制度導入の後の状況と、もちろんこの制度の一丁目一番地である定住・定着に資する有効な具体策について、どのように講じているのかを最初にお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 近藤議員の「地域おこし協力隊員の現状と定住・定着の方策について」の御質問にお答えしたいと思います。

御案内のとおり、本町の人口は12月1日現在で3,287名となっておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、今後、2030年に2,561人、2050年には1,644人となることが予測されているところであります。

このような中、地域力の維持・強化を図るためには、御質問のとおり人材確保は重要な課題であるため、地域外の人材を誘致し、定住・定着を図る取り組みとして、平成22年度から総務省の地域おこし協力隊の制度を活用してきたところでございます。

御質問の、本町の現状といたしましては、一の橋の集落再生、産業活性化など、地域活動に従事するため、地域おこし協力隊員としてこれまでに25名を任用し、現在、任用中の7名を除く18名が退任しており、このうち9名が起業、就職、就農など、地域に定着しているところでございます。

また、定住・定着に資する有効な具体策といたしましては、今後も地域おこし協力隊などの制度を活用するとともに、本町のPRから移住後のアフターフォローまで一貫して支援する移住促進や、本町で新たな事業を起こそうとする人を支援する起業塾、本町で就職しようとする人と求人事業者を結び付ける人材バンクなど、地域に必要な独自の取組も継続し、定住・定着を図ってまいります。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） ただ今答弁いただきましたけれども、中に…平成22年度から制度を導入されて、25人の協力隊員を委嘱されているというお答えがございましたけれども、この中には集落支援員は含まれていないようですけれども、協力隊員、あるいは集落支援員に対する委嘱の財源として、特別交付税等で算定されているという説明をその都度聞かされているわけですが、本町が平成22年から現在まで、特別交付税でどの程度の額が算定されているのか、まず最初にお伺いしたいなというふうに思います。

特に最近の4年間の当初予算ベースで、集落創生推進費では8,872万円、地域振興費で2,855万円、総額では1億1,727万円という額が当初予算ベースで計上されております。この1億を超える財源でございます。ちなみに全国の隊員数や自治体の推移を見ますと、平成21年度から制度が始まって、当初は僅か89人の31団体でありましたけれども、これが平成26年度以降、飛躍的に増加いたしまして、昨年度では4,976人、997の自治体団体がこの特別交付税の算定ベースで委嘱しているという実態もでございます。

したがって、本町の現状では、報償費等で月額20万円程度支給しているという説明も受けておりますが、このほかに活動負担金も対象でありまして、御承知のとおり交付税というのは総額に対して普通交付税が94%、残りの6%が特別交付税に算定されるという内容でございますから、先ほど質問いたしました特別交付税等の累計額を…

手元に資料等があると思います…そこで御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 御質問にお答えします。

地域おこし協力隊に要する経費ということで、これまで平成22年から平成30年…今年までの間に、事業費ベースでは2億2,069万9,000円の事業費でございますが、そのうち他の特定財源1,966万円がありまして、一般財源ベースでは2億103万9,000円でございます。そのうち特別交付税の措置額といたしましては1億6,721万円ということでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今、特別交付税額とそれぞれの推進費の…集落費の方での予算の総額…答弁がございましたけれども、私は別にこの額にこだわって質問をしようとしているのではなくて、先ほど最後の方にふれましたように、特別交付税というのは算定されてもその額が間違いなく入っているということは絶対分らないはずなんです。算定資料を提出する時には、こういう事業をやっているということで一人当たり報酬等で200万円上限、そして活動で200万円上限、これがそれぞれ3年間で合わせて400万円が上限として交付されるという制度であって、イコール特別交付税にそれが素直に算定されるということはあるわけなんです。というのはですね、先ほど申し上げましたように、26年度以降、この協力隊員が全国的に増えているという中で、昨年度は4,976人と申し上げましたが、これが特別交付税の算定ベースでは140人減らされまして、4,830人が特交の算定ベースになっているという事情…これはですね、やっぱり国に…決して財源が豊かでないということで地方にそれぞれの名目で特別交付税で入れますよといいながらも…実態は先ほどの総額的なことを見ますと、交付税の算入累計額よりもはるかに町の持ち出しが大きいということにつながっているのではないかと思います。

私は…それが悪いということではありません。ですから、こういった特別交付税の現状からしましても、今と同じようにこれからも地域おこし協力隊員を…同じような待遇で公募していく方針なのか、これについては改めて町長にお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 先ほど定着率などのお話もさせていただきましたけど、一定程度…下川町に定住していただいている方々は、町の政策あるいは住民活動などで非常に成果を挙げている方々も多くいらっしゃいます。

そういう意味では、これから下川町に人材を求める時に、地域おこし協力隊ばかりではないんですけれども…様々な取組をしていかなければならないわけでありま

けれども、やはり地域おこし協力隊というこの制度は、選択肢の中でも優先順位の高いものではないかと考えてます。

ただ、議員が仰るように、特別交付税のあり方ですね、このへんも私たちも認識してございますので、過度な取り扱いというのは…少し検証していく必要があるだろうということで考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） それで、参考なんですけど…ちょっと話が違いますけども、過去にもこういった人材を確保するというか…配置するために、例えば教育委員会の社会教育関係で、社会教育指導員というような制度があって、これについては3年間、財源措置をしますよということで各自治体に導入を推薦された時期がございました。

これはそれぞれの教育委員会の中に社会教育指導員というのが極めて少ないということで、道教委等がそれを補完する意味で制度化したものでございますけども、これは3年間で切れますと、その後一切の財源措置はないわけなんです。ところが、下川町でそれを採用した場合に、3年以降、社会教育指導員として配置されていたものを、財源が担保されなくなったのでこの制度をやめますということができなくて、延々と続いたことがございます。そういうこともちょっと参考にしていただいて、地域おこし協力隊の制度について、財源等については十分注視をしながら継続していかなければ有効に活用できないのでは…活用といたら変ですけども…活躍ができないんじゃないかなというふうに思っています。

そこで、委嘱期間というのは…御存知のとおり3年間でございまして、任期満了前に辞めていく隊員もおられます。本制度は基本的に移住推進を目的とした制度でございますから、当然のように住民票を移動するというのが必須条件のはずでございますが、こういった移住者に協力隊員をカウントするということは、たとえ臨時的であっても何となくですね…地方移住のカラクリを垣間見ることが私はできるというふうに思っているんです。

そういうことからしますと、財政が厳しくて過疎化に悩む下川町のような自治体にとっては、本当に美味しい話で、形を変えて補助金をばらまいているんじゃないかというふうにも私は感じております。

しかしながら、全国的なデータを見ますと、隊員の約4割が女性、そして隊員の約7割が20代と30代の方だというデータがあります。この委嘱期間の3年の任期満了前に辞める隊員も多い中ですね、逆に任期満了後、6割の方がその地域に定住していただいて、引き続き活躍しているというのもデータで明らかになっているようでございます。

こういったことがありますので、制度を続行する財源が担保されているとはいえ、定住や定着を確かなものにするための有効な方策を早く具体的に示すことが、隊員の確保上急がれると思いますけれども、現状のように依存財源ありきの制度を引き続き導入していくのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今、国も様々な新しい制度づくりをしておりますし、まだ下川町としても制度利用していない既存のものもあります。そういう情報収集はしっかりしながら進めてまいりたいと思いますが、地域おこし協力隊につきましては、これまでかなりの実績を挙げてまいりましたし、効果も挙げたということで、今後も選択肢の中で…先ほども申しましたけども…高い位置に置きながら進めていきたいなと考えているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） それでは引き続き質問を続けていきますけれども、町の方からいただいた資料で私はお尋ねするわけなんですが、我が町にあっては任期を全うする隊員、あるいは途中退任する隊員、それぞれ事情が異なると思われませんが、この定住、定着に結び付かない現状も実態としてございます。多額の財源を投入していることから、当然退任後の状況ですとか、途中退任の原因、こういったもの…定着に結び付かないという課題等を当然町は把握していると思うんですが、そのへんについては実態をどのように見ているのか、例えば検証している内容等があれば、率直にその内容を示させていただきたいと思うんですけども、提出を受けた資料の中では、過去25人のことですが…転出されたのが8人、地元で就業されたのが7人、さらに期待に応えて企業として興した人が7人、その他3人と、こんなふうな例がございますので、こういった以外にですね、実態を検証している内容がありましたら…全てとは言いませんけれども…大まかにお答えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（木下一己君） すぐ出る？

はい…1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） どのような検証をしているかということでお答えがなければ、先に進めていきたいと思うんですがよろしいですか…そんなことで進めさせてもらいます…時間もあまりないので。

そういったことであれば、多額の資金を投入している…例え財源の裏付けがあるといってもそういう状況ですから、そのへんをしっかりとやるのが今活躍されている地域おこし協力隊のためにも…しっかりと把握するというのが…町の責任だと思いますので、これからは是非追究をしていただきたいというふうに思います。

定住、定着というのは、生活を担保する就業、あるいは起業等に必要な制度設計がありますけれども、先ほどから私申し上げましたように、全国的な傾向としては、期間満了後の隊員の多くは、辞めてもその地域に仕事がなく、自治体の補助、支援を受けて活動しているという実態もあるというふうになっておりますが、一番多い例が、現地にNPO法人を設立して、あるいは設立を目指すというケースが多いそうでございますが、本町においても既にこういった法人が設立されていて、そういう状況

にあるんじゃないかというふうに私も理解しておりますが、この制度上、隊員で3年、NPO法人の運営については3年、合わせて6年間というのは、特別交付税の対象となる制度の恩恵が受けられるわけですから、このへんをしっかりと隊員の方に承知をしてもらいながら、活用、活躍を願っていくべきだと思うんですが、そこで私は…別段追及したりするわけじゃないんですが、本心は提案でございますので聞いていただきたいんですが、本町の中小企業振興条例の対象事業所にNPO法人も加えるという斬新で思い切った制度設計を打ち出してはどうかということがあります。

これについては、やっぱり地元にもいろんな関係団体もございますし、公的には中小企業等振興審議会もございますから、こういったところにしっかりと方針を決めて、どうしたらいいかじゃなくて、こうしたいという具体策を示して諮問されることができないかということ。これは理事者としてしっかり答えを頂きたいと思います。

2点目はですね、一の橋バイオビレッジ構想の延長線上として過去設置してきました支所機能を、こういう機会に復活させるということも必要ではないかと。これは何のためにかということですね、その現地に既にNPO法人が設立されております。その構成員も多いわけではございません。しかしこの一の橋をどうするかということがビレッジ構想の発端ではなかったかと思うんです。そのために特用林産物から何から始まって、また最近では別なことも事業として導入しようとしている。こういうことを踏まえるとですね、一の橋地域として…過去がそうであったように…支所的機能をNPO法人の方に委託をして、そして活躍の場を与えるという、そういったことも考えなければ、いつまでも自治体なり国の財源を当てにした活動というのは頭打ちになると思いますので、是非ここについてはしっかりとした制度設計をしていただきたいと。実際、この上川北部でも支所があるところの自治体はございますので、過去には支所を統廃合するのは…やはり市町村合併や財源上の理由でしたけれども、財政的な理由ではなくて、こういった隊員の方を有効に…活躍する場を与えるという意味で私は申し上げました。

最後に3点目ですけど、地域おこし協力隊の才能とか能力というのは本当にすごいものがあるというふうに私も認識しております。地域にとっては本当に斬新な視点、あるいは隊員の行動が地域に大きな刺激を与えて、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策と地域の活性化が図られるというふうに私は改めて思っております。

したがって、これについて地域の若い人や地域おこし協力隊員…限定をして、町民懇談会…こういったものを開催していただいてはどうかと。最近行っている町民懇談会…極めて参加者が少ない、あるいは参加者のためと考えてやったときもゼロだと。こういうことを見ていますと、こういった特定の団体に…呼ぶんじゃないくて、行ってお話を聞くというようなことも必要ではないかという意味では、町民懇談会のあり方を工夫していただきたいということです。

ただし、ここは付け加えさせていただきますが、若い人や移住者の意見というのは、積極的で大変貴重だとは思ってますけれども、やっぱり長く本町で生活している方、生活していた方、こういった人たちとの意見のバランスを十分配慮していくことが、やっぱりこれは行政にとって必要でないかというふうに私は思います。

このようなことを3点ほど提案させていただきますけれども、具体的に検討しよう

とするのか、お伺いしましたということで終わるのか、今後いろいろな事がございませうけれども、是非そのへんについて明確に考え方を述べていただければ、1点目の質問は終わりたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 大変建設的な提案を頂きまして、逆に感謝を申し上げたいと思います。

中小企業振興基本条例、下川町は実は昭和 38 年に中小企業基本法が制定されてから…日本国内でもいち早く中小企業振興条例が条例化制定されたわけございまして、非常に歴史のある条例でございます。そういう意味でも、今の時代背景をにらみながら、しっかりと…時代に合った…そういう条文内容に作り変えていくというのは必要かと考えているところでございます。

NPO という新しい社会的企業が各地域で活躍の場ができているとともに、また資金が非常に不足しているというのも実態ございまして、そういう意味ではチャレンジ精神のある…そういうNPO団体を含めた社会的企業が制度利用できるような、そういう仕組みというのにも検討していく必要があるんじゃないかと思っておりますので、一つ目の点につきましては、早速また審議会などにも御意見を聞いたり、あるいはまた法律もございしますので、このへんの整合性もいろいろ検証してまいりたいと思います。

それから、一の橋のバイオビレッジの関係については、下川町もこの数年来、一の橋地区の活性化について取組を進めてきたわけございまして、下川町が生き残るための一つの集落対策として、非常にビジネスモデル化しているんじゃないかと思っております。それを地域の人たちがしっかり支えていく上でNPO法人が設立され、また新たなチャレンジがされようとしておりますけれども、いずれにいたしましても町の支援だけでは限界がございますので、団体、あるいはまた地域住民の人たちが自立化できる、そういう取組や情報提供、そしてマッチングなども今後とも進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから三つ目の、若い世代の人たち…特に移住されてきた方々を含めての団体等に積極的にアプローチ…ということでございますけれども、既に先程来出ている地域おこし協力隊との意見交換もさせていただきましたし、また、産業活性化支援機構で進めてございます移住者カフェ…タノシモカフェ…こういう交流の場ございまして、非常に意見を聞く機会がございます。こういうところに積極的に私も参加させていただいて、多くの意見をいただいているところでございます。ただ、まだまだ下川町に移住されてきた方や既存の若い人たちもたくさんいますので、そういう機会を…しっかり作ってですね、そして情報交流や意見交換を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 町長の考え方をお伺いしましたけども、その件についてもうちょっと触れさせていただきますが、一の橋バイオビレッジの関係で、現地で特用林産物…シイタケの栽培ですね、こういった実収入の挙がるもの…こういったものをNPO法人という媒体をいかしてやるというのも…将来の施設の運営に関わることではないかと思います。

そういったことも含めて是非検討されたほうがいいんじゃないかと思いますが、もう一点はですね、先ほどの答弁の一部の中に…地域おこし協力隊で地元に就業しているという方が7人と仰いましたけども、そのうちの4人がタウンプロモーションに在籍しているわけですが、このタウンプロモーションというのはいつまでこういった組織が継続されていくのか。あるいはこういったところの主要な役割を果たしている人が移転したり、転出した場合にですね、どんなふうなことを考えているのか、このへんについては…今は考え方で結構ですから…簡単に答弁をお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） タウンプロモーションが設立されたのが平成28年で、今年度で3年を迎えて一定程度…当初3年の考え方で進めてございまして、いろんなところで御報告をさせていただいておりますけども、定住、移住政策については、一定程度成果が挙がっておりますし、またかなりのところ糸口が掴めたところでございます。

これはあくまでも産業活性化支援機構の組織が早い時期から設立されておりました、その下部組織として3年間やってきたものでございまして、新年度に向けては、この組織を無くすのか、あるいはまた産業活性化支援機構という大枠の中に位置づけしていくのか、そういう考え方を今…内部で協議をしているところでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今のタウンプロモーション…産業活性化支援機構の件ですが、私は谷町政になって唯一と言っていいぐらいクリーンヒットというか…テキサスヒットかな…という感じでですね、あれは良い制度をやったなというふうには見ています。ただですね、やっぱり町内には同一目的が実施可能な…町が主体でやった団体もあるわけですから、このへんをしっかりと整理した上で、今一度…答弁いただいたような内容を含めて検討していただきたいということを申し添えて、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、各種連携・協定締結の現状と今後の取組方針でございますが、本町では、当然のように法定に基づくもののほか、自治体、公共的団体、民間企業等と多種多様な連携協定を締結しておりますけれども、今後もこういった連携を随時…連携協定を締結していくという考えなのか。

その場合、様々な手順を踏む必要があると思いますけれども、そういった町民の理解

を得ることが必要であると思われますけれども、連携協定を締結する基本的な方針…ガイドラインというんですか…そういったところが明確にあるのであれば示していただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 近藤議員の「各種連携・協定締結の現状と今後の取組方針について」、御質問にお答えをしたいと思います。

本町における連携協定締結の現状といたしましては、古いものでは平成3年に締結いたしました、火災等の各種災害発生時における自治体間相互支援に関する「北海道広域消防相互協定」や、直近では今年度の7月に締結いたしました、SDGsの推進と持続可能な地域社会の実現等を目的とした、株式会社ベルシステム24ホールディングスと一般社団法人ラ・バルカグループとの3者協定など、様々な連携協定を締結してきたところでございます。

協定締結の相手方につきましては、企業では王子ホールディングスなど、自治体・官公署等では東京都港区など、各種団体等で森林総合研究所などの協定を締結しております。

協定の内容につきましては、「医療・福祉」「教育・文化」「産業・経済」「地域自治」など、各種分野での本町に潜在する地域課題の解決に向けた広域連携によるものや、下川町の優位性である森林資源の有効活用、木質バイオマス資源の研究開発、空き地・空き家の解消と有効活用、防災対策など、様々でございます。

これまでの協定につきましては、制度改正や時代の情勢、本町と相手方とのニーズなど、双方合意や適切なタイミングを見計らって締結してきたところでございますが、今後につきましても、下川町が発展、活性化していくためには、地域外の様々な知見や技術、ノウハウ、資金などを得ることが必要不可欠と考えており、本町の公共の利益につながるものと確信し、双方の合意が整えば積極的に協定を締結してまいりたいと考えております。

また、今後、連携協定を締結する場合において、町民理解を得るための基本的な方針につきましては、各種事業や施策の実施に伴うもの、将来に向けた町の発展や公共の利益につながるものなど熟慮し、多種多様な協定を締結していくことになろうかと思いますが、包括連携協定自体に責任や契約を伴うものではなく、その部分につきましては、私の権限と責任の下、政治判断により締結してまいりたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。

なお、締結した協定が公表できる状態となった時点において、その都度、広報紙やお知らせなど、様々な手法による情報提供と的確な判断により説明責任を果たし、町民の皆さんに御理解いただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁いたします。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） ただ今答弁いただきましたけれども、質問を続けさせていただけますが、本町では…平成23年度以降に限定すればですね、先ほど町長は平成3年からということでありましたけれども、私はそれほど前に遡らず、平成23年以降の連携協定を町からいただいた資料を基に質問させてもらうわけですが、締結しているのは全部で19件。そのうちプラチナ企業の森の協定が5件ありますし、連携協定の締結はないけれども、連携協定と同様な扱いをしている企業団体等が6件と、これが町から示された資料の中にはございます。

特に谷町政の誕生後は、僅かな期間に民間企業中心の連携協定を9件締結しているというのは非常にタイムリーでもあります、なかなか内容的にいかがなものかということもないわけでもございません。そういった意味では、過去の連携協定において、結果として財政負担が伴う締結があったというふうに私は認識しておりますけれども、今後ともこういった財政負担や今見直しをしようとしている総合計画等に関連することとなる連携協定を、あくまでも先ほどの答弁にあったようにトップセールスとして権限と責任の下に政治判断により締結していく姿勢は変わりがないのか、ここについてもう一度確認をさせていただきます。

参考までに、北海道では平成18年度から28年度までは、企業等との包括連携協定ということで57件で、昨年…29年度に至っては7件、その中に本町と同じように締結している企業等では、道立の総合研究機構、地元の北星信用金庫、そして最近締結した吉本興業株式会社が含まれております。

先ほどの質問にお答え願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） おそらく資料をお渡ししたのは近い期間の資料だと思いますが、平成3年がスタートだということで御承知おきいただければと思っております。

この連携協定については、下川町は他の自治体から比べると非常に多くございます。

それも下川町が政策的にこれまで…原田町政時代からやってきたもの、そういう森林資源をベースにして進められてきたエネルギー政策や環境政策というのが非常に大きくてですね、その背景の中でやはり必要としてこういう連携協定が結ばれてきたものが多々あるのではないかと感じております。

私の時代になってのこの3年半の中でも、やはり下川町が…そういう背景がベースにありまして、そしてお互いに相乗効果が挙がる、あるいはまたメリットがある、そういうことが理解できた中での連携協定でございますし、ただ、計画的に…全て計画を立てて連携協定が結ばれたわけではございませんので、協定を結んだ後にいろいろと実施可能なものを取り組んできたというものがあるわけでございますので、御理解いただければと思っています。

また、今後ともこういう連携協定の機会がありましたら、先ほど…住民の皆さんには広報やお知らせで…いろいろ連携協定ができた後にお知らせするというものになってましたけど、住民参加が…もし連携協定の中で必要である、あるいはまたコミュニ

ティにいろいろ関わりを持つと、そういう時にはまたその都度、ケースバイケースで住民の皆さんにいろいろと情報提供をしながら、お諮りをして、そして連携協定を結ぶということも考えられるんじゃないかと思っております。

いずれにしても、連携協定というのは、下川町にある地域資源でございます自然資源、生産資源、文化資源、こういうところを内発的に利活用していくというのが…これは最もな話でございますけれども、現実には経営資源としての人、物、金、情報、技術、システムが乏しいところがございまして、ここを外側の企業、団体、研究機関と提携を結ぶことによって補完をしていただけるという、そして最後は下川町の内発的な発展につなげていくという、こういうことが考えられるんじゃないかと思いますので、今後とも状況を見ながら連携協定を図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 状況を見ながら連携をしていくということは、当然町長の考えとしては私はいいいんではないかと思っているんですが、先ほど申し上げましたように、連携締結したことによって財政負担…これが伴うということが明らかな場合、やはりこれは単に協定を結んだからというお知らせ、広報ではなくて、やはりしっかりした手順を示さないと、このへんについてはやっぱり町内に相当疑問視、あるいは不審に思っている意見がかなりあるというふうに私は聞いておりますし、自身もそう思っている部分もございますので、このへんについては今のよう…かなり崇高な理念とは別にですね、もっと分かりやすい手順として、こういうケースはいろんな町民会議等にかけて決めますよということで一旦…これスピーディーにやらなければならない部分もございますけども、やはりそこは手順を踏むという前提を踏まえればですね、いきなり連携協定にもっていくのではなくて、一旦サイドブレーキ等をかけて、地元との協議、あるいは職員との連携を含めた…そういったことをするためにもですね、是非手順を明確に職員や町民の方に示していただきたいなというふうに思います。そういうことができることが一番良いんじゃないかと思うんですが、参考までに、これは長崎県立の大学で津久井教授という方が、自治体と企業との包括連携協定の可能性という論文の著書でございますが、この中で企業との連携に関する障害、課題といったことに関するアンケートが掲載されておりましたので、私はこの後の質問の参考にするためにちょっと朗読させていただきます。というのはですね、一点目は、企業との接点・ネットワーク等が不足している。二点目は、企業情報の不足。三点目には、連携のための財源の確保。四点目には、連携から得られるメリットが不明。五点目は、責任分担…いわゆるリスク分担が不明瞭。六点目に、庁内あるいは議会調整が困難。そして七点目には、連携を推進する庁内の意識が低い、あるいは対応する職員が不足している。こういうことがアンケートの中に挙げられておりますので、このへんについて、先ほど町長は、本町の循環型森林経営を基本として進めていくということが根本にあると言いましたけども、正にこういった持続可能なまちづくりに取り組んでおりますから、そのことがいわゆる環境モデル都市、あるいは環境未来都市、そして近年のSDGs未来都市選定につながっておりますし、こういった諸施策実現のために積極的に連携・協

定を締結することは、私は否定するものではございませんけれども、既存の連携・協定の継続、破棄、あるいは見直し等を改めて検討することができないかどうか。

例えばでございますが、現在、本町においては、横浜市戸塚区連合町内会との子供交流、京都モデルフォレスト協会との子供交流、そして岐阜県御嵩町との子供交流、そして京都府京丹波町とのその後の交流など、自治体として結んだ協定が多々ございます。

ここはやはり今後どのようにしていくのか、存廃のけじめをしっかりとつけていくということも必要ではないかと思いますが、改めてこのへんについて、そういった見直し等を検討する考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 毎年の予算計上の時に議論をしているものでありますけれども、やはりランニングの部分で…これが膨らんでまいりますと、非常に負担がかかってまいります。そういう意味では、ここ数年…やはりそのへんを検証しながら、取りやめるものは取りやめていこうということで、現実にはもう既に中止をしたものもございますので、これは相手方が当然あることでございますので、相手方との協議も重ねながら進めているところでございます。

特に自治体間においては、同じ立場にございますので、相手の状況等もしっかりとお聞きして、そしてやめるものはやめる、継続するものは継続するという…そういう進め方を今してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 検討するということだったかなと思うんですけども、一つ見落としているのではないかなと思うんですよ。というのは、今の例えばでお話した自治体との子供交流なんかはね…下川町と相手自治体との協議も必要でございます。相手がいますと言ってますけれども、見落としているのは、そこに参加した経験のある、あるいは参加したかった子供…こういった方、あるいは相手側がまた下川に来てくれるのではないか、行けるのではないかという…こういう期待感、これが自治体の都合で一方的に無くなるということの影響をしっかりと考えていただくことが大事ではないかなというふうに私は思っていますので、この件については同僚議員も同じような意見を持っている方もおりますので、私個人の意見でございませぬけれども、そのへんを含めてしっかりとした見直しをしていただいて、数が多ければいいというものではないし、少しでも実効性のあるもの、下川町の状況、あるいは循環型の森林経営を基本とした…そういったものからあまり外れないような連携協定を…例え企業がビジネスチャンスと捉えて下川に来て、いずれこのSDGs 関係については熱が冷めてくると思っていますので、そういった時に、まだ延々とうちはSDGs ということをやっていると、段々視察者も少なくなるということは、ある専門の方も仰ってありました。そういった意味では、下川町の取組の今後にも心配されておりましたので、是非そういったことで連携協定については本格的に見直

していただきたいと思います。

それで、もうちょっと時間ありますので…この連携推進の障害、課題で、先ほどアンケート結果で一部紹介させてもらいましたけども、気になったのは、私も行政事務上がりなものですから、庁内意識や職員の不足の事項がありました。

ここについて、この４年間で職員の退職が目立つというのは、先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたけれども、この職員の退職が目立つわけですが、実態を見ますと、この数字はあまり述べられておりませんけれども、私の調べた限りでは、定年退職が 11 人、自己都合退職者 16 人、早期退職者 3 人、そして不幸にもお亡くなりになった方が 1 人で合計 31 人。これは正規職員だけです。非正規職員の…それぞれの福祉施設とか、その他の職場で、恒常的な嘱託職員を含めると、この 31 人を遥かにオーバーするのではないかというふうに私は見ております。

そういった意味からしますと、町長はこれからますます町政推進に当たっては意欲を示されたわけですが、こういった定年退職者を除く中途退職者等について、町長自身として、その補充は十分に行われているという認識か。

それと、それぞれの部署の配置は適切に行われているというふうに認識しているか。

そのへんの認識について、どのように感じて、感じたことをどのように今後改善…若しくは対応していくのか。ここだけは聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 退職者が非常に多いという話が先程来出ておりますけれども、特に現業部門の退職者が非常に多いのが実態でございます。

そういう意味では、資格を取得した方々を求めていくというのは非常に現在の環境の中で厳しいところがございます、そこは今までにない求人の仕方をいろいろと工夫をしながら取り組んでいるところでございますので、引き続きいろいろと議員各位からも情報をお寄せいただければ有り難いなと思ってございます。

また、職員のそういう意識の問題でございますけれども、自律プランを立てた平成 16 年以来、職員数を減らしていき、そしてここ近年、職員数を増やしてまいりました。ただ、下川町が政策的に取り組んでいる様々なものがございますので、職員数が不足している所管課もございます。その所管課の中でも、しっかりと課長を中心に業務をシェアしていただきながら、今後課題となっているものについて取り組んでいただけるように、チームワークやコミュニケーション力を高めていく、そういう機会を研修やあるいはワークショップの機会などにどんどん出席をしていただいて、そして意識を高めていただければと思っているところでございます。

退職する要因については、様々なことが考えられるわけでありましてけれども、そういうような要因を一つ一つ調べながら、こういうところはどのような対処ができるのかと、そういうことも今後とも考えてまいりたいと思いますので、また御支援をいただければ幸いです。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 最後ですけれども、今の職員の関係なんですが、やっぱり私も議員もですね、今任期になってから、議会の活性化という中では議員間議論を多くしようということで、賛成、反対というのではなくて、どんな問題があるのかということを生懸命議論しよう。例え少ない議員であっても、そのことによって町民の理解が得られやすいんじゃないかというふうに今までは進めてこられたと思っています。

したがって、町の方もですね、職員は現在グループ制を導入しております。私は過去の質問で、グループ制についてお聞きしましたら、検討するということがございました。私はこの先、改めて検討してくれなってもう言いません。そうでなくて、現在のグループ制を有効に活用するためには、今町長が言ったように職員間の議論もできるような体制、やっぱりグループ長会議というものが確立されていれば、課を跨いだ議論というのが今絶対必要だと思うんですよ。特定の課にものを任すじゃなくて、他の課の職員もそれに意見を言える、あるいは意見を聞く、そういう動きを…グループリーダー会議なり、グループ制を有効に活用することがやっとなんではないかというふうに私は思っておりますので、これは答弁が欲しいわけでもございませんけども、そのことを十分考えながら、今後の行政運営については取り組んでいただきたいと。そして何よりも職員の不信感、不満、不平、ここをしっかりと解消するのに、これは理事者の責任でやっていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（木下一己君） これで近藤議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

ただ今から、午後4時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後 4時 2分

再 開 午後 4時15分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

本日の会議は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、同規則第9条第2項の規定により、会議時間を延長いたします。

それでは、日程に入ってまいります。

日程第7及び日程第8 継続事件審査結果報告を一括議題といたします。

両案につきましては、平成30年第3回定例会において、認定第1号「平成29年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、認定第2号「平成29年度下川町公営企

業会計決算認定について」を決算認定特別委員会に付託しておりましたが、認定すべきものと決定したとの審査報告がありましたので、審査経過の報告を求めます。

大西 功 決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長（大西 功君） 平成 30 年 9 月 21 日開催の第 3 回定例会本会議において、継続審査に付された事件について、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり審査結果を報告します。

要点をかいつまんで報告させていただきます。

審査事件名、認定第 1 号 平成 29 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号 平成 29 年度下川町公営企業会計決算認定について。

審査経過、五日間にわたり、理事者及び関係課長等の出席を求め、次の事項についての見解を求めました。

一つ目、改善が見られない指摘事項について。

二つ目、高齢化に対する基本的な考えについて。

三つ目、子育て支援策の充実について。

四つ目、災害対応における今後の取組について。

審査結果といたしまして、平成 29 年度一般会計決算は、歳入 67 億 7,714 万 5,490 円、歳出は 66 億 5,198 万 4,604 円で、差引残高が 1 億 2,516 万 886 円であります。

特別 5 会計の総額は、歳入が 17 億 1,104 万 1,843 円、歳出が 16 億 8,413 万 7,245 円、差引残額が 2,690 万 4,598 円であります。

平成 29 年度の予算に計上された事務事業は、議決の趣旨に沿っておおむね適正な執行が行われており、平成 29 年度下川町各種会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算について、いずれも認定すべきものと決定しました。

審査意見については、(1)改善が見られない指摘事項について、昨年指摘した内容の改善が進んでいないことを重く認識していただきたい。

(2)高齢化に対する基本的な考えについては、高齢者の活躍を認識し、高齢者の意見をよく聞き、高齢者が参加できる施策を推進していただきたい。

(3)子育て支援策の充実については、子育て世代の実質所得の向上が労働力確保につながるなど、好循環が期待できることから、子育て支援の拡充を図る必要がある。

(4)災害対応における今後の取組について、冬季における停電対策を早急に実施するとともに、自主防災組織について、行政から各公区にしっかりと働きかける必要がある。

以上、審査結果の報告といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、決算認定特別委員長より審査経過の報告がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、認定に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、認定に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第9 発議第2号「平成29年度下川町各種会計歳入歳出決算認定に対する特別決議」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 大西 功 議員。

○5番（大西 功君） 平成29年度下川町各種会計歳入歳出決算認定に対する特別決議。

上記の議案を次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成29年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について、次の事項について特別決議案を提出します。

一つ、平成28年度の決算認定時における指摘事項について、改善が見られないことは誠に遺憾である。地方自治の本旨を踏まえ、民主的な行政運営を図ること。

二つ、働くことに対する価値観や考え方は変化してきているが、近年、中途退職者が急増していることははかり知れない損失である。一人一人の意思や置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な人事、労務管理を実施すること。

三、住民ニーズを十分把握し、地域の実情、現状を踏まえて政策を展開すること。

以上、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 10 議案第 1 号「下川町認定こども園条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 1 号 下川町認定こども園条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、小学校就学前の子供に対する一貫した幼児期の教育及び保育の実施を推進し、子供の健やかな発達を促すこと、並びに子供を持つ親の就労等が多様化していることを踏まえ、従来の「下川町幼児センター」を廃止し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ「下川町認定こども園」を平成 31 年 4 月 1 日に設置することを目指し、本条例を制定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第 1 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 11 議案第 2 号「下川町未熟児養育医療費用徴収条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 2 号 下川町未熟児養育医療費用徴収条例について、提案理由を申し上げます。

未熟児養育医療については、母子保健法第 20 条第 1 項の規定に基づき、入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付をこれまで北海道が行っていましたが、権限移譲により、その事務を市町村において実施することとなったところであります。

本条例は、養育医療の給付に伴い、母子保健法第 21 条の 4 第 1 項の規定により、養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて費用の全部又は一部を徴収することができることとされていることから、条例を制定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第 2 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 12 議案第 3 号「下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年 8 月、国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告に伴う改正であります。

今回の改正内容につきましては、給料月額につきましては、全国の民間事業所平均給与額との較差を埋めるために、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いた改定でございまして、平均で 0.16%引き上げる内容であります。

次に、期末・勤勉手当につきましては、支給月数を 0.05 月分引き上げ、引き上げ分を勤勉手当に配分するとともに、このほか平成 31 年度以降においては、6 月期、12 月期の期末手当が均等になるよう配分を行うものであります。

次に、宿日直手当につきましては、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定することとした人事院勧告に準じて、一般、医師における宿日直手当及び常直的な宿日直手当について、人事院規則に規定する額に引き上げるものであります。

このほか、時間外勤務手当等の算出基礎の改正につきましては、他県の給与条例を準用する独立行政法人において、労働基準監督署より時間外勤務手当の算定に関わる是正勧告がなされたことに伴い、本町においても適正な算出をするため、所要の改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（田村泰司君） それでは、議案第 3 号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

事前にお手元に配布させていただきました、議案第 3 号説明資料の 1 ページ目、下川町職員の給与に関する条例改正の概要で説明をさせていただきます。

8 月 10 日に全国の民間事業所平均給与額との較差 0.16%、655 円を埋めるため、俸給表の引き上げを行うとともに、勤勉手当を 0.05 月引き上げるなどの内容としました人事院勧告がございまして、国家公務員における一般職の給与に関する法律…いわゆる給与法が 11 月 28 日に可決成立したところでございます。

このことに伴い、本町におきましても一般職の給与改定を実施するものでございます。

まず、資料の 1 の給料表の各給料表の平均改定率及び改定額でございしますが、今回の人事院勧告に基づきます給料表の改定につきましては、若年層に重点を置きながら水準を引き上げたものとなっております。

表の一番右側の欄になりますが、全体の平均改定率及び改定額は、アの行政職で 0.21%、639 円の増。イの医療職では 0.12%、617 円の増となっております。

この改定による本町全体の給料引上げ額は 145 万円となっております。

次に、2 の期末・勤勉手当でございしますが、今回の改正は勤勉手当において年 0.05 月

分の引上げを行うものでございまして、表の中ほどの欄に改正後の支給率がございしますが、6月及び12月の勤勉手当を0.05月引き上げまして、0.925月とするものでございます。

また、表の下の方の欄の平成30年度読み替えの欄でございすけれども、本年度に限り、6月手当につきましては0.9月分、12月手当につきましては0.95月分と読み替え適用するものでございまして、期末手当につきましては、平成31年度以降、6月、12月の支給割合が均等となるように配分がされているところであります。

なお、表の括弧書きにつきましては、再任用職員に対する支給率となっております。

改定による勤勉手当全体の引上げ額については510万円となっております。

これらの改正に伴いまして、給料及び勤勉手当の改定額は、職員177人で合計655万円となっております。

次に、2ページ目の宿日直手当につきましては、この人事院勧告に準じまして、一般、医師に係る宿日直手当について、人事院規則に規定する額に改定を行うとともにですね、現在支給実績のないその他の区分について、廃止をするものでございます。

次に、4の時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額につきましては、町長からの提案理由にもございましたけれども、他県の給与条例を準用する独立行政法人におきまして、労働基準監督署より時間外勤務手当の算定に係る是正勧告がございまして、総務省からの情報提供がありましたので、本町におきましても、月額で定められている特殊勤務手当と寒冷地手当を11月から3月分を時間外手当の算出に用いる基礎額に含めるものとするものでございます。

なお、実施時期につきましては、給料表・宿日直手当につきましては平成30年4月1日に遡って、勤勉手当につきましては平成30年12月1日からの遡及適用といたしまして、期末手当につきましては平成31年4月1日から、時間外の算定基礎については平成31年1月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 13 議案第 4 号「下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 4 号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の改正により、国家公務員の夜間看護等手当の見直しが行われたことから、職員の夜間看護等手当について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、看護師又は准看護師が深夜において行われる看護等の業務に従事した際に支給される夜間看護等手当について、勤務時間区分に応じて 150 円から 500 円の幅で引き上げる内容であります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（田村泰司君） それでは、議案第 4 号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

事前にお手元に配布されております議案第 4 号説明資料により御説明いたしますので、そちらを御覧ください。

本条例の改正は、町長の提案理由にもございましたとおり、人事院規則の改正により、国家公務員の夜間看護等手当の見直しが行われたことに伴いまして、職員の夜間看護手当について改正を行うもので、条例の別表を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、6 の夜間看護等手当において、深夜の全部を含む勤務を 6,800 円から 7,300 円に、深夜の一部を含む勤務を 4 時間以上…これを 3,300 円から 3,550 円に、2 時間以上 4 時間未満の 2,900 円を 3,100 円に、2 時間未満 2,000 円を 2,150 円に改正するものでございます。勤務時間に応じまして、150 円から 500 円の幅で引き上げる内容でございます。

なお、正規の勤務時間以外において、特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき 1,240 円という規定がございますけれども、これにつきましては、対象となる職員がいないこと、支給実績が現在ないこと、それから人事院規則にない独自の規定であることから、今回併せて削除することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 14 議案第 5 号「下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 5 号 下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成 30 年 9 月 1 日付けで施行されたこと及び

関連する文言等の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、未婚のひとり親を寡婦等とみなした場合に所要の措置を講ずること、都道府県から指定都市に税源移譲がされたことによる特例措置、支給認定保護者の区分に応じ内閣総理大臣が定める基準により算定した額の変更などであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） それでは私の方から、議案第5号 下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議員の皆様には、議案について26ページ、そして私の方からは説明に際し、議案第5号説明資料の新旧対照表で説明させていただきたいと思っております。

まず、下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例の一部を改正する条例の趣旨について、御説明申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法第3条第1項及びその他の条項に基づき、小学校就学前の子どもが既存の保育施設や新規参入の保育施設において教育・保育を受ける場合の運営基準を定めた、下川町就学前子どもの教育・保育に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正点といたしましては、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について所要の措置を講じております。

また、都道府県から指定都市に財源移譲されたことによる特例措置が行われたこと及び市町村民税の所得割の額から控除される規定を盛り込んだこと。

三つ目、支給認定保護者の区分に応じて内閣総理大臣が定める基準により算定した額の変更が行われたこと。

そして、その他所要の文言の整理をさせていただいているところであり、今申し上げた四つの柱からなっているところでございます。

それでは最初に、未婚のひとり親を寡婦とみなす特例についてでございます。

該当箇所は、新旧対照表の別表第1の備考3の部分でございます。説明資料では2ページから3ページに跨っております。

子ども・子育て支援施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により、未婚のひとり親…いわゆる婚姻によらない母又は父となったものであって、現に婚姻をしていない者をいいます。また、事実婚も含みます。

そういうひとり親であって、これを寡婦とみなした場合に、市町村民税が課されないこととなるものについて、特定教育・保育施設等の利用の負担上限が、その他の市町村民税を課されないものの、負担上限月額と同等となるように所要の措置を講ずることとされ、その算定に当たっては、地方税法上の寡婦控除が適用されるものとなされたことを踏まえて、本条例の条文に当該規定を盛り込む改正を行うものであります。

これらの政令及び内閣府令が平成 30 年 9 月 1 日付けで施行されておりますので、本条例の該当改正部分につきましても、同日に遡及して適用することとしております。

次に、都道府県から指定都市への財源移譲に伴う特例及び市町村民税の所得割の額から控除される規定についてでございます。

該当箇所は、新旧対照表の別表第 1 の備考 2 の部分でございます。資料では 2 ページになろうかと思うんですが、地方分権一括法により、一定の事務が道府県から指定都市に移譲されることに伴いまして、都道府県から指定都市への財源移譲が行われ、平成 30 年度から指定都市のみ市町村民税の税率が 6% から 8% に変更されております。

子ども・子育て支援制度における利用者負担額の階層区分は、市町村民税の所得割合算額を用いて決定されておりますので、指定都市のみ税率が変更となると指定都市と他の市町村の居住者の税額が異なることとなり不公平が生じることから、先ほどの子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により、支給認定保護者等が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村区域内の住所を有する者とみなして、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定するとされたことを踏まえ、本条例の条文に当該規定を盛り込む改正を行うものであります。

また、市町村民税の所得割の額から控除される規定につきましても、子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 1 項第 2 号及び同法施行規則第 20 条に基づき、市町村民税の所得割の額から控除される規定が定められていることにより、本条例の条文をこの規定とする改正を行うものであります。

未婚のひとり親の特例と同様に、内閣府令が平成 30 年 9 月 1 日付けで施行されておりますので、本条例の該当改正部分につきましても同日に遡及して適用することとしております。

次に、支給認定保護者の区分に応じ内閣総理大臣が定める基準により算定した額の変更についてでございます。

該当箇所は、新旧対照表の別表第 1 の第 3 階層、同表備考 8 別表第 2 の備考 5 及び別表第 3 の備考 1 の部分でございます。

市町村が定める保育料の額は、子ども・子育て支援法に基づき内閣総理大臣が定める基準を限度とされているところでございます。下川町の保育料は、基準の 40% としているところでございます。

子ども・子育て支援法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 項に定める額が改正されたことに伴いまして、下川町保育料の額もこれに併せて改正を行うものでございます。

具体的には別表第 1 の第 3 階層については、国の基準が 14,100 円から 10,100 円になったことに伴いまして、下川町も 6,400 円から 4,000 円に変更したものです。

このほか、別表第 1 の備考 8、別表第 2 の備考 5 及び別表第 3 の備考 1 についても、国の基準が 3,000 円、9,000 円、6,000 円となったことに伴いまして、新旧対照表に記載のとおり、下川町もそれぞれの国の基準をもとに算定した額に変更したものであります。

このほか、法律の条ずれに対応するため、所要の字句の修正を行っております。

先ほどの保育料の改正部分も含めて、これの改正部分につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 15 議案第 6 号「第 6 期下川町総合計画基本構想及び基本計画について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 6 号 第 6 期下川町総合計画基本構想及び基本計画について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる第 6 期下川町総合計画の基本構想及び基本計画について、下川町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本計画の策定に当たっては、庁舎内に総合計画推進本部会議を設置し、平成 29 年度から第 6 期総合計画策定に向けて議論を進めてまいりました。

また、町民の皆様からの多くの意見を反映するため、策定までの過程の中で、18 歳以

上の全町民 2,735 名…これは平成 29 年 9 月 1 日時点でございますが…これらの方々に御協力いただき、町民意向調査を実施したほか、総合計画審議会での審議、パブリックコメント、町民懇談会での意見交換を実施し、今後のまちづくりの指針となる計画の策定作業を鋭意進めてきたところであります。

総合計画審議会には、本年 9 月 18 日に諮問し、21 名の委員により、9 回の会議を開催し、三つの専門部会に分かれ、精力的に審議を頂き、11 月 20 日に同審議会から答申を受けたところであります。

本計画の概要を申し上げますと、2015 年の国連での「持続可能な開発サミット」において採択された、国内外における今後のまちづくりの新たな社会潮流である持続可能な開発目標…いわゆる SDG s を取り入れ、基本構想の計画期間を SDG s の最終年である 2030 年に合わせ、計画期間を平成 31 年度から平成 42 年度の 12 年間とし、下川町の目指す将来像、分野方針等を明らかにした「基本構想」と、分野別の計画体系や取り組むべき施策を位置づけた「基本計画」の 2 層で構成しているところであります。

また、目指す将来像は、昨年度、新たに設置した総合計画審議会 SDG s 未来都市部会等で描いた「2030 年における下川町のありたい姿」を位置づけ、「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」を目指し、長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めていく構成にしているところであります。

具体的には、「(1)みんなで挑戦しつづけるまち」「(2)誰ひとり取り残されないまち」「(3)人も資源もお金も循環・持続するまち」「(4)みんなで思いやれる家族のようなまち」「(5)引き継がれた文化や資源を尊重し、新しい価値を生みだすまち」「(6)世界から目標とされるまち」「(7)子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」の七つの項目の実現に向けて、政策分野別に分野方針を掲げ、基本計画において、この実現に向けた各施策を展開する構成としております。

次に、目指す目標値として、第 5 期下川町総合計画にも設定していた「住み良い」、「住み続けたい」と思う人の割合を、計画の最終年でそれぞれ 85%に設定し、子供からお年寄りまで、安全で安心に暮らすことができる持続可能な地域社会の構築や持続可能な産業基盤づくりなど、様々な施策を展開することとしております。

なお、この計画推進に係る前期計画期間 4 年間の全予定事業の合計は 197 億 893 万 3,000 円の事業計画で、財源内訳は国、道補助金で 26 億 6,185 万 2,000 円、起債で 18 億 5,330 万円、特定財源で 23 億 2,413 万円、一般財源で 128 億 6,965 万 1,000 円となっております。

町税収入や地方交付税の動向により、今後においても歳入全体の大幅な伸びは期待できない状況にあり、財政運営の考え方として、まちの成長・発展に向けた投資を行いつつ、将来世代に過度な負担を先送りしない「持続可能な財政運営」を行うため、「財政運営基準」を設定し、「政策の推進」と「持続可能な財政運営」の両立を図ってまいりたいと存じます。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 今後、下川町における 12 年後のありたい姿をどう具現化していくことだと思います。大変重要な事なので、基本的な考え方を聞かせていただきたいと思います。

総合計画の 7 ページにあります、12 年後の目標でございます。これだけ数値化して出すということは、それなりの覚悟を持ってということだと思うんですが、12 年後に目指す目標値…いわゆる下川町は住み良いところだ…これ 85%にすると…2030 年です。

これまで意識調査に基づいて、職員の方が積み上げ、そして手続きを踏まれ、多忙な中で積み上げてきて、今日成果となって出てきているところは承知してございます。

この目標を掲げるということは、この目標を達成するために各事業がある。各事業を行いながらこの目標を達成するということの意味付けだと思います。

そこで、町長の基本的な考え方をお聞きしたいんですが、下川町はこれまで…平成 21 年に 75%なんですよ…住み良いと答えている人が。そして 26 年が 80%です。5%ずつ上がってきているんですよ。

そして、その時に…26 年に目指したのは、30 年に 85%の人たちが住み良いという町をつくりましょうと…そういう経過経緯がございます。

そして、この数字を見ますと、町長の 4 年間の町政をベースとして、現在 73.9%しかないんで、85%は 2030 年ということですね。数字だけで見ると 8 年前の数字なんですよ…73%というのはですね。それで、85%までするということは、12 年後ぐらいタイムスリップしているんですよ。

これまで積み上げてきた行政のところを否定することにつながるのではないのかなと思っているんですが、トップリーダーとして今までの経緯経過から踏まえると、85%…挑戦しつつけるまちです。やはりここが目標値で上げるとするなら、町長はどういうお考えで…指示がされたのかどうか…これ職員の方などはデータがあるから、それによって積み上げるというのは…これごく当然だと思います。町民も情報がなければそれで積み上げるということだと思うんですが、基本的な考え方として、町長…そういうところをお聞かせください。これ大変重要な事だと思うんですね…掲げている目標値。そのへん基本的な考えを指示して、上げましょうと言ったのかどうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 計画部会の皆さんでいろいろ議論を重ねていただいてですね、積み上げてきたものもございまして、議員が仰るように…アンケートを今まで取ってきて…いろいろ過去のアンケートの取り方や対象人数等も変わってきているところがありますので、一概に同じような対比はできないところでもありますけれども、それでも数字だけ示しますと、こういうかたちに目標が設定されていくのかなと考えております。

いずれにしても、下川町が持続可能な取組をして、住み続けられるまちをつくるには、一定程度目標値を設定して、そしてそこに向かって施策や、あるいはまた事業をつくっ

ていくことが必要だと考えてございまして、どの程度高いところを認識するか…これはまたいろいろ考え方がございますけれども…やっぱり目標として 2030 年に置いておきたいという数字でございますので、御理解を頂ければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 考え方なので…分かりました。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 6 号については、第 6 期下川町総合計画特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、第 6 期下川町総合計画特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、「第 6 期下川町総合計画特別委員会委員の選任」を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、

1 番 近藤八郎 議員。

2 番 宮澤清士 議員。

3 番 斉藤好信 議員。

4 番 奈須憲一郎 議員。

5 番 大西 功 議員。

6 番 蓑谷春之 議員。

7 番 春日隆司 議員。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、第 6 期下川町総合計画特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただき

たいと思います。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩といたします。

○事務局長（古屋宏彦君） お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお越しくださるようお願いいたします。

休憩 午後 5 時 2 分

再開 午後 5 時 6 分

○議長（木下一己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第 6 期下川町総合計画特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、2 番 宮澤清士 議員。

副委員長には、4 番 奈須憲一郎 議員。

以上のとおり、決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 16 議案第 7 号「下川町共生型住まいの場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 7 号 下川町共生型住まいの場の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理者により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

候補者選定につきましては、下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会において審査し、その結果の報告を受け、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、公募によらず、「社会福祉法人 下川町社会福祉協議会」を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

また、指定管理の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 7 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 17 議案第 8 号「下川町土壤改良施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 8 号 下川町土壤改良施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理者により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

候補者選定につきましては、公募による募集を行い、下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会において審査し、その結果の報告を受け、下川町土壤改良施設につきましては、「下川環境サービス事業協同組合」を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

また、指定管理の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 8 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 18 議案第 9 号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 9 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

本協定は、圏域の中心的な役割を担う中心市と圏域町村が、相互に役割分担して連携、協力することにより、圏域資源をいかした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を目的とする広域連携の推進を図るため、平成 23 年度に名寄市・士別市を複眼型中心市として、定住自立圏形成協定を締結しております。

今回、福祉、教育、産業振興、圏域生活基盤維持対策分野において、更なる連携した取組を推進するため、一部協定内容を変更するものであり、中心市との協議が整いましたことから、下川町議会の議決すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○政策推進課長（桜木 誠君） それでは、私の方から、議案第 9 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につきまして、議案第 9 号説明資料に基づき、御説明申し上げます。

議案説明資料であります定住自立圏形成協定新旧対照表を御覧ください。議案の方は 33 ページから 38 ページになります。

表の左側が変更前で、右側が変更後となっております。修正、追加、削除を行った部分に下線を引いてございます。

はじめに、1 ページでございますが、別表第 1、2 福祉の審査会業務の連携の欄の取組の内容、甲の役割、乙の役割の部分でございます。それぞれの文章中の「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」へと変更しておりますが、これにつきましては、国の制度改正に伴います文言の変更でございます。

次に、同ページ、福祉体制の充実の欄の取組の内容の部分でございます。右側の変更後では、4 行目の地域活動支援センターの後ろに「等」を加え、文言の修正を行っております。これは、甲及び乙の役割欄に記載の名寄市こども発達支援センター及び士別市こども通園センターを、取組の内容の欄では療育施設とまとめたように、甲及び乙の役割欄に記載の今回新たに追加しました「基幹相談支援センター」を「等」としてまとめたものでございます。

次に、甲の役割の下線部分「乙と連携して」の文言を、変更前 2 行目の士別市こども通園センターを運営するとともにの次に記載していたものから、変更後は文書の頭に記載することとしてございます。これにつきましては、ほかの表中の文書表現と統一を図るものでございます。

また、変更前の甲の役割の 3 行目、乙の役割の 4 行目の地域活動支援センターの次に、変更後はそれぞれ「及び基幹相談支援センター等」を加えてございます。これは、士別地域権利擁護センターの事業開始に伴う文言の追加となっております。

次に、2 ページ目、3 教育の欄でございますが、変更前は図書館相互利用の促進の欄がございましたが、変更後はその部分を削除してございます。これは、削除した部分の取組が既に全道的に行われているものでございまして、圏域として主体的に取り組んでいないものでございませぬので、削除してございます。

次に、3 ページの 4 産業振興の欄でございます。鳥獣被害防止対策の推進の欄の前に、スポーツ施策の推進によるまちづくりの推進や圏域の振興、人材の育成等につながる内容を「スポーツによるまちづくりの推進」の欄として追加してございます。これは、既にスキー大会の開催など、広域連携の実績がありますことから追加したものでございます。

最後に、4 ページになります。別表 2 の表中…中ほどの 3 地域内外の住民との交流・移住促進の欄の次に、「4 圏域生活基盤維持対策」として、「物流網効率化の推進」の欄を追加してございます。これにつきましては、圏域における海産物や農産物などの物流に関しまして、運転手の人材不足等の重要な課題となっている部分がありますことから、新たに追加したものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 9 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 19 議案第 10 号「平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 10 号 平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度一般会計の第 5 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ

3,513 万円を減額し、総額を 49 億 9,080 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるもの、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費で、総合行政情報システム導入事業に係る経費、サンルダム竣工祝賀会に係る補助金、避難所等における災害対策に向けた経費、4 月 7 日に執行される知事・道議選挙に係る経費を計上しております。

民生費では、福祉灯油購入助成に係る経費、自立支援給付費負担金を。

商工労働費で、宿泊研修交流施設指定管理料、特用林産物栽培に係る経費を計上しております。

給与費では、人事院勧告に伴う給与改定及び異動等による人件費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国・道支出金、財産収入、繰入金、町債を計上しております。

次に、第 2 条の債務負担行為補正につきましては、「農業者が借り入れた新農業基盤活性化資金に対する利子補給」の期間及び限度額を定めるもののほか、「下川町共生型住まいの場」及び「下川町土壌改良施設」の指定管理者指定に伴う追加でございます。

第 3 条の地方債補正につきましては、事業の確定による変更となっております。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 20 議案第 11 号「平成 30 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 平成 30 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度下川町下水道事業特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 4,788 万円を減額し、総額を 2 億 1,593 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、下水道費で、人事院勧告に伴う給与改定により、給料、職員手当及び共済組合負担金を増額計上するほか、浄化センター整備事業に係る国の交付金が要望額よりも大幅に下回ったことに伴う事業内容の見直しや事業の確定に伴い、委託料、工事請負費を。公債費では、長期債償還利子をそれぞれ

れ減額計上しております。

なお、歳入では、事業内容の見直しや事業の確定に伴い、国庫補助金、一般会計繰入金及び町債を減額計上しております。

次に、第 2 表の地方債の変更につきましては、事業の確定等に伴い、公共下水道事業債及び資本費平準化債を減額するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） それでは、平成 30 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要につきまして、御説明申し上げます。

議案第 11 号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、事業の確定によるもの及び事業内容の見直しによるもののほか、給与改定によるものとなっております。

はじめに、歳出から御説明いたします。

下水道費の人件費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う補正でありまして、5 万円を増額するものでございます。

次に、下水道管渠等整備事業につきましては、公共下水道公共柵等設置工事の事業の確定に伴い、4 万円を減額するものでございます。平成 30 年度の公共柵設置箇所は 2 か所でございます。

次に、浄化センター維持管理事業につきましては、浄化センター管理委託料の契約内容を精査いたしまして、事業が確定したことにより、292 万円を減額するものでございます。

次に、浄化センター整備事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金の決定額が要望額を大幅に下回ったことに伴いまして事業費の見直しを行うもので、浄化センターの設備等改修工事費に係る予算 1 億 100 万円を 4,467 万円減額し、5,633 万円とするものでございます。内訳といたしましては、浄化センター整備事業の内容を精査し、浄化センター汚泥処理設備等改修工事で 4,100 万円を減額。その減額分に係る監理委託料で 313 万円、下水道ストックマネジメント計画策定委託料で 54 万円をそれぞれ減額するものでございます。浄化センター整備事業の見直しの内容につきましては、計測設備…これを翌年度に先送りをしております。

次に、個別排水処理施設維持管理事業につきましては、個別排水処理施設維持管理等委託料の事業の確定によりまして、25 万円を減額するものでございます。

次に、公債費につきましては、借入れ利率の確定に伴うもので、5 万円を減額するものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入補正の内容でございますが、国庫支出金の下水道事業国庫補助金で、浄化センター整備事業の内容の見直しに伴いまして、当初予定しておりました 5,050 万円から 3,340 万円を減額し、1,710 万円とするものでございます。この要因といたしまして

は、国の予算額に対しまして、その予算額を超える多くの事業要望があり、未普及対策や地震対策といった事業に重点配分されたことに伴いまして、改修、更新事業への配分が要望額より下回る結果となったものでございます。なお、当初予定しておりました補助金に対する配分率につきましては、およそ 34%となっております。

次に、繰入金の一般会計繰入金でございますが、財源調整のため 228 万円を減額しております。

最後に、町債でございますが、下水道債で事業の見直しに伴いまして、下水道事業債で 590 万円、過疎対策事業債で 580 万円をそれぞれ減額しております。

また、資本費平準化債では、発行可能額の確定に伴いまして、50 万円を減額しております。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 先ほどの説明で、社会資本整備総合交付金が大きく下回ったということでの事業費の減額は分かりましたけれども、当初要望していた整備内容については、今後どんなふうを考えていこうとするのか、そこだけお聞かせください。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 今回先送りとなりました事業につきましては、翌年度の事業要望で再び上げていきたいというふうに考えております。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 21 議案第 12 号「平成 30 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 12 号 平成 30 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度簡易水道事業特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 94 万円を追加し、総額を 9,536 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、人事院勧告による給与改定及び異動に伴い、給料、職員手当、共済組合負担金及び退職手当組合等負担金を増額計上するほか、管理費では、事業の確定に伴い、委託料、工事請負費をそれぞれ減額計上しております。

なお、歳入では、基金繰入金を増額し、また、事業の確定に伴い、町債を減額計上しております。

次に、第 2 表の地方債の変更につきましても、歳出の事業内容の変更に伴い、簡易水道事業債を減額するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 平成 30 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要につきまして、御説明申し上げます。

議案第 12 号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、事業の確定によるもののほか、人事院勧告に伴う給与改定及び異動によるものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

総務費の人件費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び異動に伴う補正でありまして、182 万円を増額するものでございます。

次に、管理費の下川浄水場維持管理事業につきましては、下川浄水場管理委託料の事

業の確定によりまして、15 万円を減額するものでございます。

次に、一の橋浄水場維持管理事業につきましては、一の橋浄水場管理委託料の事業の確定によるもの及び一の橋浄水場浄水濁度計設置工事の完了に伴いまして、29 万円を減額するものでございます。

次に、配給水施設維持管理事業につきましては、量水器取替工事の事業の確定に伴いまして、44 万円を減額するものであります。平成 30 年度の取替え台数は 271 台となっております。

続きまして、歳入補正の内容についてでございますが、繰入金の簡易水道施設基金繰入金につきましては、財源振替のため 124 万円を増額しております。

最後に、町債でございますが、簡易水道事業債で事業の確定に伴いまして、30 万円を減額しております。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 管理費の中で、浄水場維持管理事業の中に管理委託料、それから一の橋浄水場の方にも管理委託料とあるんですが、これの減額の要因は何なんでしょうか。管理委託料というのは事業の委託料かなんか入っているんでしょうか…そのへんちょっと。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 人件費の単価は上がってるんですが、それぞれの契約の単価の内容をですね…中身をもう一度見直して、精査をしております。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） というように…年度途中で見直すということが委託の中に入っているということよろしいですか。通常は…そんなふうにして委託料の改定…途中でやるのかなという思いがあるんですけれども、それで間違いないですね。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 長期継続契約の更新時期だったと思いますが、ちょっとそこは確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 5 時 3 1 分

再開 午後 5 時 3 4 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
答弁を求めます。
建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 平成 30 年度から、30、31、32 と 3 年間の長期継続契約の最初の年でありまして、それに伴いまして委託内容の確認をしたところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 12 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 22 議案第 13 号「平成 30 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 13 号 平成 30 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度介護保険特別会計の第 4 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 71 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 7,973 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、総務費、地域支援事業費で、人事院勧告に伴う給与改定及び異動による人件費の補正を行うものであります。

歳入におきましては、一般会計繰入金により財源調整をしております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 703 万円を減額し、歳入歳出総額を 3 億 5,432 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、総務費で、人事院勧告に伴う給与改定及び異動に伴う人件費の補正を行うほか、施設整備費では、事業の確定に伴い、工事請負費を減額計上しております。

なお、歳入では、一般会計繰入金の減額及び基金繰入金を増額し、事業の確定に伴い、町債を減額しております。

次に、第 2 表の地方債の変更につきましては、事業の確定に伴い、高齢者福祉施設整備事業債を減額するものでございます。

以上申し上げますと、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） それでは、私の方から、議案第 13 号 平成 30 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）のうち、介護保険事業勘定について、お手元に配布されております議案第 13 号説明資料により、御説明申し上げます。

補正の主な要因は、人事院勧告に伴う給与改定及び異動、育児休業復職に伴う補正でございます。

この度の補正予算は、歳入歳出ともに 71 万円となっております。

まず、歳出ですが、総務費で、人件費 7 万円の減。給与改定による給料、各種職員手当及び共済組合負担金等の補正減の計上でございます。

地域支援事業費では、給与改定等及び育児休業復職による給料、各種職員手当及び共済組合負担金等の人件費 78 万円を増額計上しております。

次に、歳入でございますけども、財源調整による一般会計繰入金 71 万円を増額計上しています。

以上、介護保険事業勘定の補正予算の概要を終わります。

○議長（木下一己君） あけぼの園長。

○あけぼの園長（平野好宏君） 次に、介護サービス事業勘定について、御説明申し上げ

げます。

今回の補正の要因につきましては、事業の確定と人事院勧告に伴います給与改定及び異動による補正であります。

歳出の総務費において、職員の給与、手当、共済費、退職手当組合等負担金として 661 万円を減額しております。

施設整備費においては、デイサービスセンター浴室防水等改修工事が完了したことから、工事請負費の執行残 42 万円を減額しております。

歳入におきましては、人件費減額に伴い、一般会計繰入金 661 万円を減額しております。

また、工事確定により、高齢者福祉施設整備事業債を 50 万円減額し、財源調整としてあけぼの園基金繰入金 8 万円を増額しております。以上で終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 23 議案第 14 号「平成 30 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 平成 30 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 183 万円を追加し、総額を 4 億 8,035 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、一般管理費で、人事院勧告に伴う給料等を増額するとともに、国保事業報告システム改修負担金を増額計上しております。

また、保険税還付金の不足により、保険税還付金を増額するほか、町立病院医療機械整備に係る交付金申請額の変更に伴い、直営診療施設繰出金を増額しております。

歳入におきましては、歳出で計上しました国保システム改修負担金、町立病院医療機械整備に対する特別調整交付金を増額計上し、一般管理費及び保険税還付金の増額により、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第 14 号 平成 30 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、お手元に配布されております議案第 14 号説明資料により、御説明申し上げます。

今回の補正予算の主な要因につきましては、人事院勧告に伴うもの、国保システム改修に係るもの、保険税還付に伴うもの、町立病院医療機械整備に係る交付申請額変更に伴う補正でございます。

まず、歳出ですが、一般管理費で、人事院勧告に伴う給料等の増額及び国保事業状況報告システム改修に係る負担金 35 万円の計上でございます。

次に、過年度分保険税還付金の不足により、保険税還付金 5 万円。

そして、町立病院回診用 X 線ですが、これについては移動型デジタル X 線撮影装置の交付申請額の変更に伴う直営診療施設繰出金の 143 万円を増額計上でございます。

次に、歳入ですが、歳出で計上しました国保システム改修負担金、町立病院の医療機械整備に係る特別調整交付金で 175 万円の計上でございます。

次に、一般管理費及び保険税還付金の増額に伴い、一般会計繰入金で 8 万円の計上でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 24 議案第 15 号「平成 30 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 15 号 平成 30 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 97 万円を減額し、総額を 6,354 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、額の確定により北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金及び保険料等負担金を減額しております。

また、過年度分保険料の還付を被保険者に行うため、保険料還付金を計上しております。

歳入につきましては、額の確定により、一般会計繰入金を減額計上しているところであります。

また、北海道後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） それでは、私の方から説明させていただきます。

議案第 15 号 平成 30 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、お手元に配布されております議案第 15 号説明資料により、御説明申し上げます。

補正の主な要因といたしましては、額の確定及び還付金に伴う補正でございます。

この度の補正予算については、歳入歳出ともに 97 万円の減となっております。

まず、歳出でございますが、納付金で、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

100 万円の減額で、内容については、広域連合事務費負担金の平成 29 年度の負担金の額の確定により 28 万円の減、広域連合の保険料等負担金の平成 29 年度の負担金の額の確定による 72 万円の減の計上でございます。

諸支出金では、保険料還付金として 3 万円の増額で、過年度分保険料還付に伴う増額計上でございます。

次に、歳入ですが、繰入金として、一般会計繰入金として 100 万円の減額であり、広域連合会納付金負担金と保険料負担金の額の確定に伴う計上であります。

諸収入として、保険料還付金においても、過年度分の保険料還付金の増額計上としています。

以上、後期高齢者医療特別会計の補正予算の概要説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 25 議案第 16 号「平成 30 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 16 号 平成 30 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきまして、病院事業費用を 1,940 万円減額し、支出総額を 5 億 7,971 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、人事院勧告に伴う給与改定及び異動等により、医業費用の給与費、医師住宅の内装の一部を補修するための修繕費、減価償却費を補正するものであります。

また、特別損失では、過年度損益修正損において、2 月、3 月分の診療報酬の調定額に対する減額分を増額補正するものであります。

次に、資本的収入であります。繰入金の他会計繰入金を 143 万円増額し、収入総額を 1,366 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、移動式デジタル X 線撮影装置の購入に伴う他会計繰入金を増額するものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、事務長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） それでは、私の方から、議案第 16 号 平成 30 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、お配りしております議案第 16 号説明資料の補正予算概要書により、説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出における補正要因といたしましては、人事院勧告に伴う給与改定、医師住宅修繕費等に伴う補正でございます。

補正内容といたしましては、医業費用、給与費の給料△655 万円、手当 304 万円につきましては、人事院勧告や職員の退職によるものでございます。また、法定福利費、退職手当組合負担金につきましても、人事院勧告、異動等によるルール計算により算出しております。

経費の修繕費 100 万円につきましては、退職された外科医の後任に…現在募集を進めてございますけれども、新たな外科医の先生…4 月の採用に向けて準備を進めているところでございまして、そのための医師住宅の修繕費用として見積っているものでございます。

減価償却費△1,554万円につきましては、当初予算策定時での積算に誤りがございまして、補正減をさせていただくものでございます。

また、特別損失では、過年度損益修正損70万円を増額補正しております。補正の内容といたしましては、2月分、3月分の国保、社保の診療報酬の過誤、返戻分の確定によります調定の減額分70万円の補正を行うものでございます。

次に、2ページ目の資本金収入及び支出につきましては、他会計からの繰入金でありまして、本年、病院の方で導入いたしました、移動型のデジタルX線撮影装置に対する国民健康保険調整交付金の補助区分の変更によりまして交付金が上がったため、繰入金を143万円増額するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 1点お聞かせください。先ほどの事務長の説明で、新しい外科医師の対応で住宅の一部修繕とありますが、その時…4月と聞こえたんですけども…ということは、年度内には新しい外科医というのは確保のめどがないという理解でいいんですか。というのは、人件費もこうやって減額していますし、以前居た方は物件費に該当する賃金の方だったと思うんで…そっちの方はいじらないで、この人件費の方だけ減額しているということは、3月までには外科医の確保は無理だという判断だということでしょうか。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） まず、以前おられました外科医の先生の賃金でございます。これは、やはり病院としては一刻も早く先生に来ていただきたいという思いもありまして、今回補正減はしておりません。ただ、今、北海道地域医療振興財団を通して新しい先生の紹介を頂いてますが、その先生は現在、病院にお勤めでいらっしゃる状態で、どうしても来れるのが4月1日以降ということもあって…ただ、もしかしたら…希望も含めて、今年度以内の希望も含めて…話もあるかというふうなことも想定しまして、賃金分については落としていないというのが実情でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 26 諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。

現在の委員であります筒渕^{つつぶち} 忠雄^{ただお}氏は、平成 31 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き平成 31 年 4 月 1 日から 3 年間の任期中で人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。

筒渕^{つつぶち} 忠雄^{ただお}氏は、人権擁護委員として 4 期 12 年の経験を有するとともに、下川町社会福祉審議会会長、下川町民生委員児童委員会会長を務めるなど、豊富な知識と経験を有し、地域の実情に通じた人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者と考えられるものであります。

以上の理由から推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行い

ます。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第27 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。

現在の委員であります原田^{はらだ}千鶴子^{ちづこ}氏は、平成31年3月31日をもって任期満了となりますが、新任の委員候補者につきましては、平成31年4月1日から3年間の任期で、山崎^{やまざき}春日^{はるひ}氏を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。

山崎^{やまざき}春日^{はるひ}氏は、下川町民生委員児童委員会で主任児童委員を務めるなど、福祉行政等

に豊富な知識と経験を有し、地域の実情に通じた人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者と考えられます。

以上の理由から推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、諮問第 2 号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 28 選挙第 1 号「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定いたしました。
ここで、事務局より指名予定者の名簿を配付いたします。

(名簿配付)

○議長(木下一己君) ただ今配付をいたしました選挙管理委員の予定者として、^{やまだ}山田^{こういちろう}耕一郎さん、^{まるい}丸井^{よしつぐ}義嗣さん、^{のざき}野崎^{あきふみ}晃史さん、^{まえかわ}前川^{けいこ}啓子さん。
以上4名の方を指名いたします。
お諮りいたします。
ただ今、議長が指名いたしました4名の方を、選挙管理委員の当選人と定めることに、
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。
したがって、ただ今、指名いたしました、^{やまだ}山田^{こういちろう}耕一郎さん、^{まるい}丸井^{よしつぐ}義嗣さん、^{のざき}野崎^{あきふみ}晃史さん、^{まえかわ}前川^{けいこ}啓子さん、以上の方が、選挙管理委員に当選されました。
次に、選挙管理委員補充員には、^{なばた}名畑^{いたる}格さん、^{おとう}尾藤^{ゆりこ}百合子さん、^{おばら}小原^{もとあき}意玲さん、^{よしやま}霊山^{まさふみ}雅文さん。
以上4名の方を指名いたします。
お諮りいたします。
ただ今、議長が指名いたしました4名の方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。
したがって、ただ今、指名をいたしました、^{なばた}名畑^{いたる}格さん、^{おとう}尾藤^{ゆりこ}百合子さん、^{おばら}小原^{もとあき}意玲さん、^{よしやま}霊山^{まさふみ}雅文さん、以上の方が、選挙管理委員補充員に当選されました。
次に、補充の順序についてお諮りいたします。
補充の順序は、ただ今、議長が指名した順序にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただ今、議長が指名した順序とすることに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第 29 総務産業常任委員会から道内所管事務調査結果報告を行います。なお、報告事項については、印刷してお手元に配布してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いをいたします。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(春日隆司君) 平成 30 年度道内所管事務調査の結果報告をいたします。

目的、懸案事務事業に資する調査を行い、今後の行政推進に資するものであります。

平成 30 年 10 月 17 日から 19 日の 3 日間。

調査事項、ふるさと納税財源をもとにした人口増加の取組(上士幌町)、うらほろスタイルプロジェクト(浦幌町)、議会改革の取組(浦幌町)でございます。

それでは、簡潔に行います。まず、上士幌町、ふるさと納税でございます。

上士幌町は、人口 5,017 人、健康・環境・観光と子育て・教育をコンセプトにしたまちづくりを進めております。

ふるさと納税制度。ふるさと納税制度を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地への支援としても役立っております。

まず、メリットでございます。故郷を離れても、その地域に貢献することができる。

使い道に納税者が関与できる。低迷する地域経済の活性化につながる。

デメリットとしましては、市町村に比べて都道府県は寄附が集まりにくい可能性がある。地方交付税の不交付団体では補填されることがないため、ふるさと納税分の全額が減収となる。

次に、ふるさと納税の現状と今後でございます。平成 30 年 4 月 1 日、総務大臣から各都道府県の知事へ通知が出されております。

返戻割合が 3 割を超えるものを返戻品としている団体において、責任と良識のある対応を徹底するようお願いする。

平成 30 年 9 月 11 日には、総務大臣から考え方が示されております。

一定のルールの中で地方団体同士が切磋琢磨することにより、全国各地の地域活性化につながるとともに、優れた地域資源が発掘されることも期待される。

それから、上士幌町と下川町のふるさと納税の実績比較でございます。

20 年度、上士幌町 5 万円に対して、下川町 248 万 1,000 円。現在、上士幌町 16 億 6,693 万円、下川町 2,125 万円…29 年度です。

上士幌町の取組でございます。

ふるさと納税を活用した独自のまちづくりを展開し、子育てや移住促進施策を通じて、取組の成果が確実に表れております。

次…とびまして 6 ページにいけますが、ふるさと納税子育て少子化夢基金条例を制定し、子育て世代に手厚い施策を講じております。

ふるさと納税障害活躍いきがい基金条例を平成 29 年に制定し、健康寿命の延伸を図ることとして取組をしております。

次のチャレンジとしては、観光地域商社を設立し、ICT・IoTを活用し、新たな取組を進めようとしております。

首長…町長の所見…町長からコメントを受けることができました。

無いものをまちづくりにいかすパワーが大事である。今を満足し正当化しようとしている。責任を持ったまちづくりを進める必要がある。なぜ移住されないか、住宅がない問題、安心して子育てができない問題、教育レベルの問題がある。所得で埋めることはできないが、間接支援を講ずることができる。

当委員会の所見といたしまして、上士幌町と下川町は、産業規模は明らかに違います。

農業・林業は同じく基幹産業としているところでございますが、その規模については明らかに違っております。

上士幌町…努力されております。国のモデルとして高い評価を得ております。

それから、取組の成果が確実に表れておりまして、資金が内部循環することによって、全ての政策の好循環化が図られております。

首長のコメントでございますけども、多くの自治体は、うちの町には特産品がない、上士幌町は特別であるなど、今を満足し正当化しようとしていると言わざるを得ない。

責任を持ったまちづくりを進めるためには、制度を最大限活用し、稼ぐ力を発揮する必要がある。

下川町においては、古くはふるさと運動、近年では森林の二酸化炭素吸収源活用、森林づくり寄附など、都市・企業等との交流を推進する中で、外部資金を呼び込み、地域経済の活性化、森林整備の促進を図るなど、先駆的な取組を進めようとする意識やノウハウは他市町村に比べても優れている。

下川町の財政状況は大変厳しさを増してきているが、ふるさと納税制度を最大限活用することが、財政問題の解決の一助となり、これが地域政策の好循環を生み出すことになる。

その問題点と課題を検証する必要がある。

検証を踏まえ、現状を正当化するのではなく、積極的な活用、運用を図っていくことが地域課題を解決する一つの方策でもある。

次、浦幌町です。

浦幌町は十勝管内でございまして、人口が 4,789 人、自然豊かな町であります。

うらほろスタイル。うらほろスタイルとは、うらほろ独自の人材育成、教育プログラムであり、持続可能な地域づくりに向けた協働の仕組みであります。

基本理念は、将来の地域づくりの担い手を育てる人材育成と子供が夢と希望を抱ける町をつくる環境づくりを学校と地域が一体となって進めることとしております。

平成 19 年度、北海道教育庁から、浦幌高校を平成 20 年度より募集を停止するという通告があって、小中学校の教諭…先生と町の有志により、うらほろスタイル教育プログラム会議が設立されました。

平成 20 年度に高校の募集が停止され、先生、町民有志などが中心となって、うらほろスタイル推進地域協議会が設立されました。

そして、平成 21 年度、浦幌高校が廃校となっております。

まちづくりは人づくり、人づくりは意識づくりとして、地域の方に愛されてやらなければ持続性はないとしております。

意識調査をやっておりまして、住みたい…愛着度ですね…と答えた人が 75.9%から 83%へ…愛着度が増しております。

所見といたしまして、長年の取組によって、効果が好循環を生んでおります。

持続的に行うことによって、子供たちの愛着度にも変化が現れ、住みたいと答える人が増し、近年では地元に戻ってきたいという人も増してきており、こうした意識の変化は子供の見方が変わるなど、大人にも表れております。

下川町でも森林教育プログラムが実践されており、下川から羽ばたき、下川へ戻ってくる人も増してきているように思われます。

新たな産業づくりから地域のグランドデザインを描き、現在ではSDGsの推進による持続可能な地域のための計画づくりが総合計画策定と連動しながら進められてきております。

子供は未来の宝であり、無限大の可能性を有しております。下川に育ち、下川をこよなく愛する人材育成に力を注ぎ、その人々が将来下川の力になるとするならば、これほど心強いまちづくりはありません。

将来の下川を担う人材育成と教育からのアプローチは一考に値するものであります。

次、議会改革でございます。

浦幌町議会の活性化のきっかけは、住民から提出された議員定数の削減と報酬に日当制への移行を求める陳情でありました。

浦幌町議会の身の丈に合った活性化方策として、具体化していく膨大な作業を繰り返して、平成 24 年 9 月に第 1 次答申をまとめております。

ガバナンス強化の観点から、基本条例を制定する方向性が固まり、1 年という驚異的なスピードで議会基本条例制定に至っております。

浦幌町議会では、議員間協議、執行機関との協議、住民参加等を含めた全ての議会活動をスケジュール化して、計画的で無駄のない運営を心掛けております。

第 2 次議会活性化でございますが、議員定数に関する事項と議員報酬に関する事項について、20 回にわたる協議を経て、最終答申としてまとめております。答申では、定数 2 人減で 11 人、報酬は引上げが妥当との結論に至って、条例が改正され、平成 27 年 5 月から適用されることになっております。

平成 23 年に諮問した事項全てが 4 年間の任期の間に結論を得て、変革を遂げた議会がありますが、平成 27 年の一般選挙で定数を減らし、報酬を引き上げたにもかかわらず、立候補者が定数に満たないという定数割れを起こしました。

改革はやればやるほど深みにはまります。議会改革が進んだからといって、なり手の

問題が解決するわけではございません。平成 27 年から 31 年、議員のなり手不足問題を最優先課題として検討していくこととしております。

個々の議員、議会全体、議会事務局の三者が一体となって、条例に沿って活性化を進めることが必要との結論に至って、三位一体の活性化体制を住民に分かりやすく伝えるために「チーム議会」と名付けて、対話、情報、機能等を掲げて活性化に取り組むこととしております。

町民から忌憚のない意見を聴取する機会をつくった。町民目線の意見を政策提言につなげる効果が期待されたというようなことでございます。

なり手不足でございます。

報告書にまとめ、選挙制度、報酬等々、なり手不足に切り込んでおりました。

議員の活動日数を町長の活動日数の 33%、110 日と積算し、町長の給料の 70 万円に 33%相当の 23 万 1,000 円が議員の報酬月額として妥当との見解を示して、現行の 17 万 5,000 円から引き上げることを提案しております。

「チーム議会」の結束力で、身の丈に合った議会改革を断行してきているところでございます。

所見でございます。

チーム議会として議会の活性化に取り組み、今日に至っております。

活性化に当たっては、条例を制定して、体系化を図ってきております。

町民目線の改革で身の丈に合った改革が進んでおります。

改革はやればやるほど深みにはまるということでもございます。

下川町でも、平成 27 年、諮問を受けて、活性化に取り組んできました。

議会は合議体としての議事機関、一方の首長は独任制の執行機関で、チェックとバランスをとれた二代表制であります。議員は住民の思いを行政に反映させることになるが、同時に首長から提案される政策としての問題に向き合うことになり、機関としてどう対処するかが問われ、これが議会に求められる重要な事項であります。

女性の視点や若者の考えが重要となり、議会の構成やなり手についても多様な人材が参入できる制度のあり方についても議論が必要な時期にきております。

町民感覚や町民意向を踏まえながら、議会の活性化に向けて、町民目線で不断に取り組むことが重要であります。以上でございます。

○議長（木下一己君） 以上で報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 30 総務産業常任委員会から町内所管事務調査結果報告を行います。なお、報告事項につきましては、印刷してお手元に配布してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いをいたします。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 平成 30 年度町内所管事務調査結果報告をいたします。

目的、各種事務事業の執行状況及び施設の管理運営状況を調査し、今後の行政推進に

資するものでございます。

平成30年10月25日、26日の2日間でございます。

調査内容については、9項目でございます。

調査に当たりまして、病院の院長、担当課長等の説明を受けて、概要及び所見を報告するものでございます。

まず、一つ、旧一の橋小学校でございます。

菓子製造工場として活用するため、改修のための設計等が完了しております。

所見といたしまして、事業計画等の精査が必要である。また、条例、規則等を踏まえ、精査する必要がある。

二つ目、畜産事業の有限会社 下川フィードサービスの「おがりん」でございます。

農家から生後3日で子牛の預託を受け、飼育、受精を行い、分娩直前に農家へ返します。

所見といたしまして、預託要望に対応するための施設整備が必要であり、喫緊の課題となっております。関係機関との連携を密に図り、必要に応じた対応が求められます。

次、「しぼりん」でございます。

現在の受入れ頭数は、成牛196頭、子牛20頭。126頭をロボットで搾乳しております。

所見でございます。当初計画時より投資額が増大したことから、経営の安定化が課題であります。関係機関との更なる連携強化を図って、経営の安定化が求められます。

三つ目、土壌改良施設でございます。

酪農家の牛糞は、共同大規模化による資源化が推進されました。このことによって、酪農家の牛糞を受け入れ、農家に還元していくという、当初の事業目的が変わってきております。

施設の老朽化が進み、年次的に補修はしてきていますが、今後さらに修繕費等が増大していくこととなります。

所見でございます。施設のあり方を検証しながら、町内のバイオマス資源の有効活用と資源循環の有効性を踏まえ、方針を明確化する必要があります。

次、四つ目、農業研修道場でございます。

新規就農予定者2組が、育苗から定植、収穫から販売までを行いました。2組とも就農に向けての農地が確保されており、今後フルーツトマトを中心として就農をしていくこととなっております。

所見でございます。一定の新規就農予定者の確保が図られるよう努められたい。関係機関との連携、協力関係の維持、発展にも尽力されたい。

五つ目、幼児センターの運営状況でございます。

一時保育で非定期就労の預かりについては、3～4年前は実施していたが、保育士の不足から現在は実施しておりません。

所見といたしまして、保育士の確保など、根本的な体制整備が図られていないことから、サービスの低下を招いております。

定住のための条件を整備しなければ、移住者の再流出要因となりかねません。下川の特性をいかした最善の施策を生み出していく必要があります。

次に、六つ目、財政状況です。

財政状況は大変厳しい状況にあります。

所見でございます。大変厳しい財政状況に陥った本質的な原因を検証し、説明責任を果たし、改善策を明確に示す必要があります。

七つ目、停電対応でございます。

冬期に向けての対策は、これからとのことであるということであります。

所見として、冬期の停電のみで命を落とす危険性があります。今後の対策には万全を期すこと。

八つ目、下川小学校の運営状況でございます。

多様性に対応していく学校づくりを進めております。

所見として、今を確かに生き、地域への愛着を持って、未来へ羽ばたく子供が育っていくことを期待するものであります。

九つ目、地域包括ケアでございます。

名寄市立病院との連携を深めてきております。

大抵の病気は町立病院で診察できますが、患者の専門医指向が強く、町外病院での受診が多いという状況です。

所見といたしましては、人材を確保していくためには、抜本的な解決策を講じなければ解決ができない。

在宅医療に当たっては、本人、家族の意向を十分踏まえながら、町民ニーズを踏まえ、現実的な対応が求められます。

総括所見、平成 29 年度の所管事務調査の総括所見として、一つ、地域外への F S C 材の普及等。二つ目、景観に配慮した公共施設のあり方の議論。三つ目、請負業者等の安全管理の指導徹底。四つ目、公共施設の外国語表示を総括所見で挙げております。

これら所見について、1 年経過しているが未だに実施されていないとともに、議会、委員会等で指摘した事項、意見等について取組や改善等が実施されてないことは誠に遺憾であります。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で、町内所管事務調査の結果報告を終わります。

○議長（木下一己君） これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、12 月 28 日、午後 4 時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、12 月 28 日、午後 4 時まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後 6 時 26 分 散会